

# 令和 7 年第 1 回防府市議会定例会会議録（その 5）

○令和 7 年 3 月 6 日（木曜日）

---

## ○議事日程

令和 7 年 3 月 6 日（木曜日） 午前 10 時 開議

- 1 開 議
  - 2 会議録署名議員の指名
  - 3 一般質問
- 

## ○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

---

## ○出席議員（25 名）

|      |           |      |           |
|------|-----------|------|-----------|
| 1 番  | 藤 村 こずえ 君 | 2 番  | 中 谷 哲 君   |
| 3 番  | 上 野 忠 彦 君 | 4 番  | 原 田 典 子 君 |
| 5 番  | 藤 本 真 未 君 | 6 番  | 松 村 学 君   |
| 7 番  | 田 中 健 次 君 | 8 番  | 石 田 卓 成 君 |
| 9 番  | 宮 元 照 美 君 | 10 番 | 河 村 孝 君   |
| 11 番 | 梅 本 洋 平 君 | 12 番 | 上 田 和 夫 君 |
| 13 番 | 曾 我 好 則 君 | 14 番 | 宇多村 史 朗 君 |
| 15 番 | 生 野 美 輪 君 | 16 番 | 山 田 耕 治 君 |
| 17 番 | 和 田 敏 明 君 | 18 番 | 久 保 潤 爾 君 |
| 19 番 | 森 重 豊 君   | 20 番 | 重 田 直 輝 君 |
| 21 番 | 三 原 昭 治 君 | 22 番 | 村 木 正 弘 君 |
| 23 番 | 田 中 敏 靖 君 | 24 番 | 河 杉 憲 二 君 |
| 25 番 | 安 村 政 治 君 |      |           |

---

## ○欠席議員

なし

---

## ○説明のため出席した者

|   |   |    |    |    |    |    |    |    |   |   |             |
|---|---|----|----|----|----|----|----|----|---|---|-------------|
| 市 | 長 | 池田 | 豊  | 君  | 副  | 市  | 長  | 能野 | 英 | 人 | 君           |
| 教 | 育 | 長  | 江山 | 稔  | 代  | 表  | 監  | 査  | 委 | 員 | 末吉正幸君       |
| 上 | 下 | 水  | 道  | 事  | 業  | 管  | 理  | 者  | 河 | 内 | 政昭君         |
| 人 | 事 | 課  | 長  | 糸井 | 純  | 平  | 君  | 総  | 務 | 部 | 長白井智浩君      |
| 文 | 化 | ス  | ポ  | ー  | ツ  | 観  | 光  | 交  | 流 | 部 | 長瀬川博巳君      |
| 福 | 祉 | 部  | 長  | 藤井 | 一  | 郎  | 君  | 総  | 合 | 政 | 策部          |
| 産 | 業 | 振  | 興  | 部  | 長  | 杉江 | 純一 | 君  | 生 | 活 | 環           |
| 土 | 木 | 都  | 市  | 建  | 設  | 部  | 長  | 石  | 丸 | 典 | 子君          |
| 会 | 計 | 管  | 理  | 者  | 國澤 | 明  | 君  | 産  | 業 | 振 | 興部          |
| 監 | 査 | 委  | 員  | 事  | 務  | 局  | 長  | 入  | 札 | 検 | 査室          |
| 消 | 防 | 長  | 米本 | 静  | 雄  | 君  | 教  | 育  | 部 | 長 | 池田昌則君       |
|   |   |    |    |    |    |    |    |    |   |   | 栗原努君        |
|   |   |    |    |    |    |    |    |    |   |   | 選挙管理委員会事務局長 |
|   |   |    |    |    |    |    |    |    |   |   | 須藤千鶴君       |
|   |   |    |    |    |    |    |    |    |   |   | 高橋光男君       |

#### ○事務局職員出席者

議会事務局長 寺畑俊孝君      議会事務局次長 篠原昭二君

午前 10 時                      開議

○議長（安村 政治君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

#### 会議録署名議員の指名

○議長（安村 政治君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。21番、三原議員、22番、村木議員、御両名にお願い申し上げます。

#### 一般質問

○議長（安村 政治君） 議事日程につきましては、昨日に引き続き一般質問でございます。よろしくお願いたします。

これより質問に入ります。最初は、17番、和田議員。

〔17番 和田 敏明君 登壇〕

○17番（和田 敏明君） おはようございます。会派「市民の声」、和田敏明でございます。

今日は最終日、長そうなメンバーなんです、答弁がよければ、すぐ終わりますのでよろしくお願いします。

それでは、通告に従いまして、大きい項目で3つ質問させていただきます。

まず、1つ目の路面下の上下水道管の管等の地下埋設物についてということで、御存じのとおり、1月28日に埼玉県八潮市の県道を通行中の2トントラックが陥没した穴に転落するという痛ましい事故が発生いたしました。

事故の要因とみられる下水道管の老朽化は全国共通の課題であることから、2015年に下水道法が改正され、腐食の恐れが高い下水道管は5年に1回以上点検することが義務化されております。

しかしながら、国のデータでは、2022年度に全国で発生した道路の陥没は計1万548件で、うち13%が下水道設備の起因によるものとなっております。

一方、上水道管についても老朽化した管からの漏水・破損は全国で2万件以上に上っており、この上水道管も下水道管同様に老朽化は全国共通の深刻な問題となっております。

そこでお尋ねいたします。

まず、下水道管について、1点目に、下水道管の標準耐用年数は50年とされておりますが、下水道管を埋設後50年が経過している下水道管の延長を教えてください。

次に、そのうち点検が義務化されている腐食の恐れが高い下水道管の箇所数と延長を教えてください。

次に、その点検を実施した直近の実施年数及びその点検結果を教えてください。

最後に、点検結果により不良であった全ての箇所について、その対応策はどのようなになっているのか、もし、いまだ対応がなされていない箇所がある場合、その対策はどのように考えているのか教えてください。

次に、上水道管について、まず初めに、上水道管の中の配水管について、標準耐用年数は40年とされておりますが、配水管を埋設後40年以上が経過している水道管の延長を教えてください。

次に、そのうち点検が義務化されている、ここはちょっと申し訳ございません、皆様の通告の用紙のほうには多分、腐食と箇所数になっておると思いますが、ちょっとこの場を借りて訂正させていただきます。点検が義務化されている漏水の恐れが高い上水道管の路線数と延長を教えてください。

次に、埋設後40年が経過している上水道管点検を実施した直近の実施年数及び点検結果を教えてください。

最後に、点検結果により不良であった全ての箇所について、その対応策はどのようなになっているのか、もし、いまだに対応がなされていない路線がある場合はその対策はどのように考えているのか教えてください。

最後に、路面下探査車等を用いた路面下の空洞化状況調査は行っているのでしょうか。

もし行われているのであれば、その路線名と結果について教えてください。

以上、下水道管について4点、上水道管について4点、路面下空洞化調査についてお尋ねいたします。

○議長（安村 政治君） 17番、和田議員の質問に対する答弁を求めます。上下水道事業管理者。

〔上下水道事業管理者 河内 政昭君 登壇〕

○上下水道事業管理者（河内 政昭君） 和田議員の路面下の上下水道管等の地下埋設物についての3点の御質問のうち、私からは1点目、2点目の御質問及び3点目につきましては上下水道局での対応についてお答えします。

上下水道は、市民生活に直結し、快適な生活環境を構築する上で必要不可欠な社会インフラです。市民の皆様の安全・安心な暮らしを支えるために上下水道管の適切な維持管理が重要であると考えています。

まず、1点目の下水道管の状況についての御質問にお答えします。

令和5年度末現在で、市内には約51.4キロメートルの下水道管を布設しております。そのうち標準耐用年数の50年を経過した下水道管は13.2キロメートルあり、これらについては計画的に長寿命化工事を実施しております。

また、下水道法の規定により、点検が義務づけられている箇所は16か所あり、延長距離は456メートルです。これら16か所については5年に1回以上の頻度で計画的に点検しており、これまでのところ異常はありません。

点検の結果により、少しでも異常が認められた場合は、緊急度合いにより早急の対応や計画的な修繕、改築を行ってまいります。

次に、2点目の上水道管の状況についての御質問にお答えします。

令和5年度末現在で、市内には約68.5キロメートルの水道管を布設しています。そのうち標準耐用年数の40年を経過した管は約15.8キロメートルです。

なお、本市においては国が示している実使用年数に基づく更新基準を基に水道管の種類ごとに耐久性や耐震性を考慮した上で、独自の更新基準年数を設定しているところです。この更新基準に基づいて更新が必要となる水道管は約14.0路線あり、延長距離は34.5キロメートルです。現在、これらの水道管を優先的に更新し、老朽管の早期解消を図っております。

水道管の点検につきましては、計画的に漏水調査を実施し、例年十数件の漏水を発見しており、その都度、修理を行っております。

最後に、3点目の路面下の空洞化状況調査についてお答えします。

上下水道局では、路面下の空洞化状況調査は実施しておりませんが、上下水道管を布設している道路の漏水や陥没などの異常を確認するため、毎年１回以上の巡回調査を行っております。加えて、水道管のうち口径が３５０ミリメートル以上の基幹管路については、全管路を毎月巡回調査を行っております。

また、下水道管については、カメラによる管内部の腐食等の調査を汚水が集まる管線から優先して計画的に行っております。

今後とも、市民の皆様は上下水道を安全・安心に継続して御利用いただくため、計画的な管路の更新や適切な維持管理に努めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

なお、市道における路面下の空洞化状況調査につきましては、土木都市建設部長から御答弁させていただきます。

○議長（安村 政治君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（石光 徹君） 私からは、市道における路面下の空洞化状況調査についてお答えします。

議員御案内の路面下を探索する車等を用いた空洞化状況調査につきましては、道路管理者として現在行っておりません。道路陥没に伴う事故等を防ぐため、道路パトロールを定期的を実施するとともに、通報等により陥没発生を確認した際には、早急に安全確保の措置を講じ、復旧作業を行っております。

今後とも、引き続き適切な道路環境の維持に努めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安村 政治君） １７番、和田議員。

○１７番（和田 敏明君） 御答弁ありがとうございます。

ここでちょっと再質問いたしますが、まず、この質問がいたずらに市民の不安を煽ることになってはいけないのでお伝えしておきたいと思いますが、初日の村木議員への答弁のとおり、私も八潮市と同様な事態が起こる確率は極めて低いと思っております。ただ、しかしながらゼロではありませんので、限りなくゼロに近づけるよう、また少しでも市民に安心を届けていけるよう努めてまいりたいというふうに思います。

今、各種計画的に執り行っているところですが、その計画については順調ということでしょうか。遅れが発生しているというようなことはございませんでしょうか。

○議長（安村 政治君） 上下水道事業管理者。

○上下水道事業管理者（河内 政昭君） お答えいたします。

今、計画的に調査等は実施しておりますので、これについて遅れておるといようなことはございません。

以上でございます。

○議長（安村 政治君） 17番、和田議員。

○17番（和田 敏明君） 分かりました。それと、義務化されておる各管の耐用年数と防府市は独自でやっておられると思います。上下水道ビジョンにも掲載されておりますが、これいろんな種類の管を使っておるわけですが、これはその状況に応じて使い分けているというようなことでよろしいでしょうか。少し何かその状況の違いというのを紹介していただければありがたいです。

○議長（安村 政治君） 上下水道事業管理者。

○上下水道事業管理者（河内 政昭君） まず、今の御質問ですが、法定耐用年数と、今うちがやっております更新基準年数というちょっと違いがございます。

法定耐用年数ということでございますけど、これは実際に使用が可能な年数を規定しているというようなものではなくて、法令により定められております会計処理をする上で減価償却費とかを計算するのに年数が必要になりますので、そういった会計処理をする上で資産の使用年数ということで法定で決められているというようなものでございます。ですから、ちょっとくどくなりますけど、法定耐用年数が40年と言われても、それは40年でも使用ができなくなるというものではございません。

続きまして、うちが今独自でやっております更新基準年数でございますけど、これは上下水道ビジョンにも掲載しておるところでございますが、こちらのほうはいろんな管の種類等がございますけど、そういったものを使っている先進自治体等が、更新基準とか機能の劣化予測、それと事故率なんかをいろいろ考慮しまして、管種ごといろんな種類がございますので、それごとに更新するのに何年は必要か、どのくらいかかるかというようなことを計算したものを国が出しておりますので、それに基づいて独自で年数を決めて、それに基づいて更新していくということで更新基準の独自の年数の表があるということでお考えいただければと思います。

あと管の種類につきましては、管の大きさです、これについては、大体今150ミリ以上の管についてはダクタイル鋳鉄管といわれるものを使っております。これは80年以上ぐらいもつといわれているようなものでございます。それまでいかないものにつきましてはポリエチレン管というのがございまして、こちら大体80年ぐらいは使用可能だというものなんですけど、そちらを今使っているときには40年ではなくて、80年を目安に更新するということをしております。

ただ、個別のそれぞれの土地によっては、それまで大丈夫かどうかというのがありますから、検査等は適切にやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（安村 政治君） 17番、和田議員。

○17番（和田 敏明君） 下水道管、上水道管につきましては、本当に適切に処置がなされておる、対応がなされておるということを聞きまして大変安心しました。

それともう一点、3点目の空洞化調査なんですけど、巡回で点検を行われているというふうに回答されたと思うんですけど、ちょっと内容についてどのような調査か教えていただけますか。

○議長（安村 政治君） 上下水道事業管理者。

○上下水道事業管理者（河内 政昭君） お答えいたします。

巡回調査を毎月といいますか、やっておるんですけど、まず、水道につきましては、まずは漏水、これが出るということは管に異常があるということになりますから、漏水をしているかどうか、あと土地のちよっとくぼみがあったりとかいうようなことがあったらすぐ調べていかなければいけませんので、それを毎年、全管路をやっております。その後に、先ほども答弁で申し上げましたが、基幹管路については、全管路を毎月巡回をしているという状況です。

下水道につきましては、今の巡回とプラスをしまして道路のくぼみとか、そういったものを見ながら進めておるところではあるんですけど、下水道の場合はマンホールから見たときに、中の下水道管に土砂が堆積しているというようなことがあれば、そこについて、その場所を特定するために、管の中にテレビカメラを走らせてまして、大体場所を特定すると。そのときに腐食があったりとか、そういったことがあれば直ちにそこは修理をしなければいけないということになりますけど、それが分からないような場合については、その特定をするところが難しくなりますので、そうしたことが起こったときにはいろいろ周りを調べたりはしておるんですけど、今のレーダーとかでその辺の空洞があるかないかということ进行调查するというようなことも今後必要になってくるかもしれませんので、その辺については今後検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（安村 政治君） 17番、和田議員。

○17番（和田 敏明君） ありがとうございます。もう最後にいたしますが、路面下の空洞調査、これについて義務化されていないと思います。それで今のところやってきてはいないということですが、今後、市民の安全を確保して安心を届けるためにも、これから

一度行って、今後もある程度定期的に行ってはいかがでしょうか。

○議長（安村 政治君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（石光 徹君） 道路の安全・安心についていろんな技術が入ってきておりますので、今議員が御提案のあったような調査についても検討してまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（安村 政治君） 17番、和田議員。

○17番（和田 敏明君） 分かりました。いい答弁がいただきましたので、ここで終わりたいと思います。

一応、そのまま次でもよろしいですか。

それでは、2項目めの校則の見直しについてということですが、校則の呼称に関しては御承知のとおり、特に小学校では学校によりかなり異なっておりますが、この場では市民に分かりやすいように校則ということで統一させていただきます。

近年、社会全体で人権意識が高まり、多様性を尊重する機運が高まる中、学校における校則についてもその必要性や合理性が見直されております。いわゆるブラック校則と呼ばれる生徒の人権や個性を不当に制限するような校則は、社会問題として広く認識されるようになりました。

例えば、2023年3月に実施された日本若者協議会による調査では、7割以上の高校生が校則に理不尽さを感じているという結果が出ております。

文部科学省は、2021年6月8日に校則の見直し等に関する取組事例についての事務連絡を発出し、各教育委員会に対し校則の見直しを促され、防府市教育委員会では、2024年3月に校則の見直しに関するガイドラインを見直され、このガイドラインでは、校則の見直しに当たり、以下3つの観点を重視するとしています。

まず、観点1つ目、児童・生徒が校則の見直しの過程に参画できるような仕組みを構築します。2つ目に、必要かつ合理的な範囲内で学校や地域の実情に合わせて制定します。3つ目に、校則、学校の決まり等を公表いたします。

このように記載されておりますが、私が市内全ての小・中学校を調査した限りでは、特に色指定や服装等のいわゆるブラック校則の改善や、ホームページへの掲載方法について文部科学省の意図するところがくみ取られていないように思います。ついては、時代に即した校則に見直され、児童・生徒が主体性を持ち、伸び伸びと健やかに成長し、豊かな個性を育むことができるような校則の見直しが必要ではないでしょうか。

そこで、各小・中学校の校則の見直しの進捗状況についてお尋ねいたします。



○議長（安村 政治君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長。

〔教育長 江山 稔君 登壇〕

○教育長（江山 稔君） 和田議員の校則見直しの進捗状況についての御質問にお答えします。

私は、校則の見直しに児童・生徒が主体的に参画することは、児童・生徒自身が校則を自分ごととして捉え、その意義や効果を考えながら身近な課題を自ら解決するという教育的意義を有するものと考えております。また、学校を取り巻く社会環境や児童・生徒の状況は常に変化するため、校則は絶えず見直していくことが必要であると考えています。

防府市教育委員会では、令和４年１２月に改定された生徒指導提要进行を踏まえ、令和６年３月に校則の見直しに関するガイドラインを策定し、各学校に周知しました。現在、小・中学校では、このガイドラインを踏まえ校則の見直しを行っております。

ガイドライン策定後の状況としては、全体の約８割の学校で児童・生徒が直接的に校則の見直しに参画し、全体の約４割の学校で児童・生徒に加え、保護者や地域住民が校則の見直しに参画しています。

議員御指摘の色指定や服装については、各学校に所属する児童・生徒、保護者、教職員、地域住民がそれぞれの決まりの意義を理解した上で判断するものです。

また、本市では、全ての学校がホームページに校則を掲載しております。ホームページに掲載する校則は、学校内外の関係者が校則について共通理解を深めるための有効な手段です。

教育委員会といたしましては、社会規範の遵守を学び豊かな個性を育めるよう、ガイドラインのより一層の周知に努めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安村 政治君） １７番、和田議員。

○１７番（和田 敏明君） 御答弁ありがとうございます。

それでは、幾つか再質問させていただきます。

ここをちょっと整理しておきたいんですけど、まず、なぜ文部科学省は校則の見直しを促されたのかという捉え方は様々あるかと思いますが、教育長、どのように捉えられておりますか。

○議長（安村 政治君） 教育長。

○教育長（江山 稔君） 私の捉えということで聞かれたんですけど、私もずっと現場におりまして、校則はかなり厳しいというか、個人の個性というか、そういった人権的なものに入る部分も多々あったので、それを見越した上での今回の生徒指導提要进行の改定で

あったり校則の見直しをしようと。それから、先ほども言いましたがそれをしっかり世間に公表していくと、ホームページに出すことでしっかりそれを地域の方、いろんな方に見ていただいて、また見直しを図っていくということだと思っております。

○議長（安村 政治君） 17番、和田議員。

○17番（和田 敏明君） 分かりました。そうですね。それによって児童・生徒がきちんと主体性を持って伸び伸びと学んでいける環境をつくっていかうということが趣旨だろうかというふうに思います。

それとちょっと気になったところで、さっき観点2のところでは私がこれまでの中でちょっと聞き漏らしがあったら申し訳ない。改めてちょっと確認させていただきたいんですが、観点2の必要かつ合理的な範囲内、もともとは制定されることについてとなっておったところが、防府市はさらに、地域の実情に合わせてとつけ加えてありますが、この地域の実情に合わせた校則とはどのようなものが想定されているのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（安村 政治君） 教育長。

○教育長（江山 稔君） 校則を見直しをする中で、学校それから保護者、地域の方々と交えて話をする中で、やはり、そこまで厳しくするのかとか、ここはこれでいいだろうという、学校にもいろんな問合せをして、どうしてそうなったのかと聞いたときに、うちは話合いの中でこうなったんだというふうに学校長から返ってきますので、そういった意味での学校の主体性を持たした上での地域の実情という言葉を入れております。

○議長（安村 政治君） 17番、和田議員。

○17番（和田 敏明君） 大まかに言えば、地域の方々も参画して一緒に決めていけるというような形でよろしいでしょうか。すみません、そこは確認です。

私の最初の質問から、例えばホームページの掲載状況であったり色指定とか、参画の状況に関して言えば、かなり見直されてきており、教育委員会から各学校へ投げかけていただいていることは見てとれます。ただ、しかしながら抜本的な改善には至っておりません。基本的に教師が明確な答えを出せない校則は校則化しない、できないというふうになっておると思います。

では、どのような校則が、例えば理不尽を感じるようなブラック校則として見直しが必要なのか、ちょっとこの場をお借りして少しやり取りしていただければ分かりやすいかと思えます。

教育長、教員の実績がございますので、私を生徒と思って聞いていただければ、かわいい生徒と思って聞いていただければと思います。

例えば、靴と靴下はなぜ白じゃないといけないんですか。

○議長（安村 政治君） 教育長。

○教育長（江山 稔君） 今、靴と靴下について言われましたが、小学校においては靴下はもう色が白、黒、紺というふうに広がっております。それから、靴については授業で運動することもあるので、一応、中学校は特に白を基調というのが強いんですけど、そういった意味で逆に色を指定することで家庭というか子どもたちが悩まないで済むという部分もあると思うし、そのあたりでなぜ赤はいけないか、黒はいけないか、そういうことは言っておりませんが、その話合いの中で白に落ち着いているというふうに捉えております。

私は、体育教師としては運動ができる靴で登校しなさいと、それがただこれ以上言うともたいろいろあるんですけど、そういうことであります。

○議長（安村 政治君） 17番、和田議員。

○17番（和田 敏明君） 今、特に教育長のほうから色指定はしてないということですが、各学校の決まりだとかそういうもの、この辺に関してはやっぱり小学校が多いのかな、色指定は。特に決まりの中では白でなければなりませんというふうな記載がされております。これを自由と言われても、そういうふうに児童は捉えられるのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（安村 政治君） 教育長。

○教育長（江山 稔君） 学校の中で、校長が学校運営上必要と見られるものをつけておりますので、全てを自由にというのは難しいと思います。その中において、なぜ白でないといけない、黒はどうかという話の中で、やはりそういえば黒もいいじゃないかというあたりでその今改善がされてきていると、今、委員が言われたように私も全部見た中で学校によっては中学校では白指定の学校もございます。学校に聞いたら、話合いをした中でそういうふうになったんだと、それは子どもも入った中での話合いということなので、そこから先は私も踏み込んでおりませんが、いろんな学校で社会のことを学ぶ中でこんなときにはこんな服装をしたほうが良いということも学ぶことがありますので、学校においては靴下を何色かいいと言いながらも、式典のときには白というふうな決まりも載っておりますので、そこは学校がそうしているんだなということで学校の意見を尊重してやっております。

以上です。

○議長（安村 政治君） 17番、和田議員。

○17番（和田 敏明君） 分かりました。全て細かいところまで教育委員会が把握して、

そこを首突っ込んでということは単純に難しいことかもしれませんが、この学校は、例えば靴下は白・黒オーケーだよ、この学校は白・黒・紺までオーケーだよ、こっちの学校行けばワンポイントまで可能だよ、こういったことって生徒側から見たら非常に理不尽だと思うんです。また、赤や青は何がいけないの、肝腎なのは例えば学校生活とかほかの生徒たちとか勉強の学習環境を阻害するようなものであれば、これは制限をかけるべきだと思うんですが、特にその色というものに関して何ら何かを阻害するようには思えません。そこはちょっとまた意識していただいて、各学校を見ていただければと思います。

それと、もう一つ、パーカーありなし、防寒着のところでパーカー、オーケーのところと、書いていないところは多分オーケーだと思うんですけど、パーカーは駄目だよというところがあるんです。それ、ちょっと説明してもらえます。

○議長（安村 政治君） 教育長。

○教育長（江山 稔君） 色やフードとかいうあたりのことだと思うんですけど、校則を通して子どもたちは社会規範の遵守について学校教育で学ぶことが大切だと考えております。

今後、各学校がガイドラインを踏まえて適切に校則の見直しを行っていく過程で、色とかそういうパーカーなどの記載が残っている場合には、その辺も踏まえて校長会等で情報共有しながら、残っておれば、その学校の児童・生徒が保護者、地域、教職員にとって、それは必要な校則であると考えております。

○議長（安村 政治君） 17番、和田議員。

○17番（和田 敏明君） 現在、制服の学校は私、知らなかったんですけど、そんなにないんですよね。全国でも20%ぐらいが制服で、たまたま防府市の小学生はそこに引っかけちゃって、こういう色指定だとかこういう制限がかかってしまっているんですよね。ただ、中学生は98%が制服というような形になっておると思うんですけど、その中で、先般、ちょっと東京、千葉、神奈川のほうに行ってまいりまして、いろんな社会見学だとかで出ている児童を見たときに、全部私服で色も自由、パーカーもオーケーという状況でした。カバンも自由です。そういう自由な中で何らそこで困るようなことはあるようには思えませんでした。

また、学校の先生、私も学校によく行く機会がございます。いろんな学校に行くんですけど、見ても学校の先生は自由です。先般行ったところはピンクのカーディガンに紫のカーディガン、そしてパーカーのついたジャージというふうな、何かでかいネックレスつけていた先生もおりました。このような姿を見て児童たちは色指定だとかそういう制限をされるというのはとても理不尽だというふうに思いますので、そういった目線で今後、各

学校一つひとつちょっと注視していただいて改善を促していただければと思います。

そして、教育長、抜本的に改善していきたいんだということを各学校に促していただけないか。

○議長（安村 政治君） 教育長。

○教育長（江山 稔君） この辺がいつも議員さんとのすれ違いで、議員がフルチェンジで私がいつもマイナーチェンジの話をしておるんですけど、話としては今いい機会だから見直しをしようということで話をしています。ただ、学校のほうが話を出すときになかなかゼロからやっていくのは難しいという部分はありますが、確かに記述はかなり変わってきました。一番変わってきているのがやっぱり髪型のあたりのことが、議員さんも見ておられると思うんですけど、いろんな長さとかいろんなことがあったのが、自然なとか技巧を入れないとか、そういったあたりで学校も変えようとしておりますし、私も変える気でおります。

ただ、さっき言われたようにその各学校の思いがありますし、地域の思い、保護者の思いもある中で、今後とも見直しを続けてまいりたいと考えております。

○議長（安村 政治君） 17番、和田議員。

○17番（和田 敏明君） ありがとうございます。

もう一つだけ、ちょっと何だろう、この校則というのを、学校の決まりを紹介してもう終わりにしたいと思いますが、ある学校で、何校かあったんですけど、昼休みは上着等スカートを脱ぎ赤白帽をかぶり掃除の服装で過ごす。また一方、ほかの学校では外で遊ぶときは赤白帽をかぶり、遊具の決まりを守って遊びましょうと、こちらのほうは私もなんとなく理解はできたんですが、最初の方はよく分かりませんでした。これはもう紹介だけにとどめておきます。

ずっとやり取りしていただいて、教育委員会、本当に今頑張っていていただいて各学校に投げかけていただいているのは本当に見て取れます。もう一歩、もう二歩、前進していただければと思います。そして、時代に即した校則に見直され、大事なのは児童・生徒が主体性を持って伸び伸びと健やかに成長し、ゆくゆくは主体性を持ってやっているって、私、野球好きなんで、大谷翔平選手であったり松坂大輔選手もそうです、自分たちが描いた目的を持って自分たちが決めてやって実際に叶えております。そういった子が防府市からもたくさん出るような教育環境をつくっていただくことを強く要望いたしまして、この項を終わります。

このまま。

○議長（安村 政治君） どうぞ。

○ 17 番（和田 敏明君） それでは、3 つ目の生成 A I の活用とデジタル化の推進について、初日の河村議員と石田議員の質問と重複する部分があるかと思いますが、よろしく願いいたします。

近年、行政サービスの向上と業務効率化は多くの自治体にとって重要な課題となっております。特に、少子高齢化による人口減少や人材不足が深刻化する中、限られた人材で市民サービスの質を維持、向上していくためには、デジタル技術の活用が不可欠です。生成 A I は様々な種類の情報を理解し操作することが可能です。その高度な能力から、行政サービスの向上と業務効率化に大きく貢献する可能性を秘めております。生成 A I の活用方法とそれによる効果、導入に伴う課題と解決策について考察し、デジタル化推進に向けた具体的な提案を行いたいといふふうに思います。

なお、あくまでも私が現在活用しているものを参考に質問しておりますが、ものによっては得手、不得手があり、機能が異なりますので、会社やメーカー等についてはこの場では伏せておきたいというふうに思います。

生成 A I の主な機能概要についてですが、初日でも答弁の中にありましたが、質問、応答、文書作成、議事録作成、翻訳構成など、多岐にわたるテキスト処理、あるいは画像を認識し、内容を理解し、説明文の生成や画像を編集したり、音声を認識しテキストに変換、テキストから音声を生成したりと様々な機能が備わっております。

市民に分かりやすいようにちょっと例を挙げてみたいと思います。今、まさにいろんな自治体で取組やあるいはチャレンジしている市役所業務における生成 A I 活用事例の紹介をしてみたいと思います。

まず、1 つ目に住民対応の効率化ということで、窓口業務の自動化や効率化、よくある質問への自動応答、申請書の自動作成、受付業務の自動化などにより窓口業務の負担を軽減し、待ち時間の短縮を実現できます。例えば、24 時間 365 日対応可能なチャットボット、初日の石田議員の質問にもあったかと思いますが、これはチャットボットというのはコンピューターが人間に代わって会話をする自動会話プログラムを導入することで、例えば住民からの問合せを事前に受けておき、案件によってはチャットボットが解決できるものや、わざわざ来庁されなくても電話での対応や、来局の際には資料を前もってそろえておくことができれば迅速かつ効率的な対応が可能となります。

そして、多言語対応の強化、今、これ本市でも導入されておりますが、外国語の翻訳機能を活用することで外国人住民からの問合せにもスムーズに対応できると思われます。また、現在では方言にも対応可能となっております。

以上のような住民対応の効率化により、カスハラ対策にもつながる可能性は十分考えら

れると思います。

2 つ目に、内部業務の効率化ということで、例えば、財務処理の自動化や情報収集や文書作成や分かりやすい資料を作成した情報発信。

3 つ目に、行政サービスの向上ということで、住民ニーズに合わせた情報提供やサービス案内を行うことで住民満足度を向上することが可能となります。広報活動の効率化については、広報資料の作成、他言語への翻訳、SNS への情報発信などを自動化することで広報活動の効率化を図るとともに、見る者に優しく、そしてより分かりやすい情報提供が可能となるのではないのでしょうか。また、その他にも観光サービスの向上や福祉サービスの向上など、使い方によってあらゆる場面でよりよい行政サービスの向上につながるものと思われます。

重要なのは、今、紹介した業務の全てがほんの僅かな時間で行うことが可能となります。夜、市役所の前を通るときに確認してみると、夜遅い時間まで電気がついている部署が多く見受けられます。これは時期や市が主催するイベント準備等のもろもろの事情があらうかと推察いたしますが、生成AI活用によっては働き方改革にもつながると思われます。

市としてデジタル化を推進されている中で、生成AIの活用について御所見をお尋ねいたします。

○議長（安村 政治君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 和田議員の生成AIの活用についての御質問にお答えいたします。

全国的に生産年齢人口が減少する中、デジタル技術を活用し、業務の効率化で得られた人的資源をさらなる行政サービスの向上につなげていかなければなりません。

こうした考えから、私は総合計画の行政経営改革推進に行政のデジタル化を掲げ、デジタル化の取組を進めてまいりました。

1 月に開庁した新庁舎では、身分証明書等をスキャナで読み込むことで申請ができる窓口支援システムや、スマートフォンで待ち人数を確認できる番号案内システムなど、利便性の高い窓口サービスを提供しております。加えて、障害のある方や外国人の来庁者が多い福祉や住民異動の窓口には、音声を瞬時に文字に変換し、他言語の翻訳に対応した音声表示システムを設置するなど、円滑なコミュニケーションにもつなげております。

また、行政事務では、データを自動で入力するRPAのほか、議事録作成などでAI技術も活用し、業務の効率化に取り組んでいるところです。

さて、議員お尋ねの生成AIは、文章、画像など様々なコンテンツを生み出すものの、

著作権侵害、情報漏えいのほか、事実と異なる情報を回答するなど問題点も指摘されております。生成ＡＩが公開された令和４年当時では、利用環境がインターネットに限られ、情報セキュリティの観点からも利用できる段階ではないと考え、導入に向けてはしっかりと検証をすることといたしました。

県から生成ＡＩの利用環境の提供も受け、検証した結果、生成ＡＩは文章の要約、翻訳やアイデア出しなどの業務では有効に活用できることや、生成ＡＩからの確かな回答を得るための方法を確認しました。また、生成ＡＩの適切な利活用を学ぶため、県等が実施いたします生成ＡＩの研修に職員を派遣するなど、生成ＡＩへの知見も高めてまいりました。

先日も御答弁いたしましたように、今後も検証を進め、リスクも含めた生成ＡＩの適切な利活用を整理するとともに、専門的な知見も参考にしながら次期総合計画に生成ＡＩの利活用について位置づけられるよう取り組んでまいります。

私は、人口減少社会だからこそ、ＡＩなどのデジタル技術を活用し、業務の効率化で得られた時間をデジタルではまねできない心のこもった窓口業務に生かせるよう、今後も人に優しいデジタル化の取組を進めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（安村 政治君） １７番、和田議員。

○１７番（和田 敏明君） 御答弁ありがとうございます。

私がこの質問の意図するところは、市長おっしゃるとおり、進めていくにもいろいろリスクがございますので一気に全てを進めていけということではなくて、答弁にもありましたように、次期総合計画に位置づけていただけるということで、一歩でも前に進めていただけるという回答が今日いただければよしということで質問に立っておりますが、少しだけ再質問させていただきます。

先般、河村議員の質問にもありましたが、市の職員も参加されておりますＹ－ＢＡＳＥというところの取組で、それこそ山口県土木や山口県警察署が今そういったデジタル推進の中で取組をまさに始めております。

これ、議長の許可を得ているんですが、議員の皆さんにはＳｉｄｅＢｏｏｋｓの中にちょっと写真を入れております。私は羽田空港の受付の方の許可を頂いて、羽田空港で今まさに生成ＡＩのロボットが置かれておるんですが、これまだ実証実験です。今回、Ｙ－ＢＡＳＥの取組もほとんどみんな始めたばかりで、今、何かを皆さんに伝えて、それを具現化できる状況にはないという状況にあるかと思いますが、ただ市長、早い段階である程度研修であったり、そういうことをやって積み重ねておかないと。私も実はこの質問を生成ＡＩに、まず最初の段階作ってもらいました。この質問を作るのに、１分かかりませ



んでした。ただ、当然そこから見直しをしていくんですが、私は大体１年半ぐらい前から取り組んでおって、ちょこちょこ一般質問でこれのかなと思うような質問をしていくんですが、市長が言われたように質問の仕方が悪ければ全然答えてもらえないというような状況でした。その中で、１年半前は９割手直しというような、かえって混乱するような状況でした。ただ、ここ１年ですか、急成長を遂げており、今回はほぼ手直しなし。ただ、これは市民に言ってもこれは難しいぞというものは削るような作業をしております。それと事実確認をしっかりしておるようなところですよ。

何を言わんとするかというと、やっぱり最初の段階から知っていないと不測の事態が起こったときに心構え、準備ができないということになってしまいますので、総合計画に位置づける前段として、今後も研修やそういったことは積極的に行っていただけるということでよろしいですか。

○議長（安村 政治君） 総合政策部長。

○総合政策部長（永松 勉君） 答えいたします。

これまででも、先ほど市長御答弁いたしましたけれども、県の環境等を借りて職員に実証させてきております。新年度においても、引き続きその実証は続けてしていくこととしておりますし、その中でいろいろと整理しなきゃいけないというようなことも出てきてまいっております。

今後、Ｙ－ＢＡＳＥさんにも御相談しながら、いろいろ活用方法の具体をしていかなきゃいけないと思っておりますけれども、導入に先立っては、業務での円滑な利用方法であるとか利用する際のリスクなんかを示したガイドライン等も作成した上で、しっかり総合計画に位置づけてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安村 政治君） １７番、和田議員。

○１７番（和田 敏明君） ありがとうございます。初日、市長の答弁にありましたように最終的には職員が判断するものと思います。それとともに、生成ＡＩを扱う職員が併せてしっかりと研修していただいて、一步一步進めていただきますよう要望いたしまして、全ての質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（安村 政治君） 以上で、１７番、和田議員の質問を終わります。

---

○議長（安村 政治君） 次は、１８番、久保議員。

〔１８番 久保 潤爾君 登壇〕

○１８番（久保 潤爾君） 「無所属の会」の久保潤爾でございます。和田議員から長め

のメンバーと言われましたが、私のはかなり短くなると思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

通告に従いまして、市民からの要望への対応について質問させていただきます。

市には、市民からの多岐にわたる要望が毎年寄せられております。私もお願いするときはありますが、即時対応できるものに関してはいつも迅速に対応していただいております。その点に関しては執行部の御努力に対する敬意を表します。

一方で、予算の都合やその内容の検討などで即時対応が難しく時間を要するものも多くあります。要望を出した側としては、少しでも早く実現してほしいという思いを持っているわけですから、時間がかかる理由と進捗状況を定期的にかちんとお伝えすることが大切あり、必要なことだと考えます。実現に時間を要する要望案件について、執行部がどのような対応をされているのかお尋ねいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（安村 政治君） 18番、久保議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 久保議員の市民からの要望への対応についての御質問にお答えいたします。

毎年、市には市民の皆様や各方面から各部局に道路や子育てなどに関する要望等が寄せられており、こうした市民からの要望等に対しまして迅速に対応することは大変重要であると考えております。

私自身も日頃からイベントや町なかなど様々な場面において市民の皆様から御意見、御要望をお聞きすることが多く、必要に応じ各部局に対応の指示をしているところでございます。

その中でも部局をまたがるなど各部局では判断が難しく、市の方針決定を決める必要があるものや、また、多額の予算を伴うものにつきましては、市全体の中で総合的に判断し、対応させていただいておりますので、時間がかかるものもあるかと思います。

こうした中、久保議員をはじめといたします市議会の皆様からの御要望を踏まえ、西浦地域でのパイロット事業を経て、地域が抱える様々な課題の解決につながる、がんばる地域応援事業を令和6年度、今年度創設させていただいたところでございます。

また、令和7年度の当初予算におきましては、物価高騰など厳しい財政状況ではございますが、特に御要望の多い道路や河川、施設等に係る維持補修費につきましては予算を前年度比11.3%増と大幅に増額し、可能な限り市民の皆様の御要望に沿えるようにしているところでございます。

引き続き、限られた予算の中ではございますが、市民の皆様の御期待に沿えるよう、し

っかりと市政の運営を行ってまいりたいと考えております。

なお、要望に対する実務的な対応につきましては、担当の部長のほうから御答弁をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（安村 政治君） 生活環境部長。

○生活環境部長（金澤 哲君） 久保議員の市民からの要望への対応についての御質問にお答えいたします。

各部局に寄せられました地域等からの御要望につきましては、原則30日以内に担当課長から事業実施の有無を踏まえた方向性等について、代表者の方へ回答することとしております。

中でも議員御案内のとおり道路や河川の改修についての要望が多く提出されており、緊急度の高いものは直ちに对应しておりますが、実現に長い期間を要するものも多く、実際に工事が完了するまで数年お待ちいただくこともございます。

具体的な対応の手順としては、まず、要望を頂いた箇所について土木職員が現地に足を運び危険度、緊急度などの状況を確認した上で総合的に判断し、優先順位を決定しております。事業化に当たっては、改めて御要望を頂いた方に対し、直接お会いして具体的な工事の手順や期間などを丁寧に御説明させていただいております。

今後も防府市がこれまで以上に住みよい町となるよう努めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安村 政治君） 18番、久保議員。

○18番（久保 潤爾君） 御答弁どうもありがとうございました。

市長のほうから、がんばる地域応援事業等について言及いただいて、要望に対して迅速に対応していきたいという思いを非常に感じる事ができました。予算も11.3%増ということで、今、生活環境部長からもありましたけれども、予算の関係でなかなかできないという場合もありますので、ここを増やしていただいたことに感謝申し上げます。どうもありがとうございます。

そして、生活環境部長の御答弁で要望に対する対応の手順というものを今教えていただいたと思うんですけど、今言われたのは実現する要望に対しての手順ではないかと思うんです。実現する場合はこういう手順を踏みますと、現地確認して緊急度とか優先度を総合的に判断した上で事業化できますとなったときに、その要望の方にお会いして説明してということと言われたと思うんですけど、私が聞いておるのはそれが時間がかかりますということで、いつ事業化できるかちょっとまだ分からないというような案件、そういった案件に対して、執行部は要望を出した方に対してどのような対応をされているかというこ

とをお聞きしておりますので、もう一度、御答弁をお願いします。

○議長（安村 政治君） 生活環境部長。

○生活環境部長（金澤 哲君） お答えいたします。

まずは、御要望をお受けして速やかに、これは要望の内容によってまた多少異なっておりますけれども、お受けした段階でその事業に対する対応方針というのをまずお伝えするんですけれども、そのときに予定時期であったりとか、もろもろのことをまず初期段階で丁寧に説明をさせていただいております。具体的な対応の手順として、先ほど御説明を申し上げましたけれども、その中で都度都度、適宜必要な段階、その事業化に向けての何か進捗があった場合は、決定するまでの段階でその御説明が必要な状況になれば、その都度丁寧に、説明はさせていただいているというふうに認識しております。

○議長（安村 政治君） 18番、久保議員。

○18番（久保 潤爾君） 対応が必要な状況になればというふうにおっしゃったんですけど、例えば、ここの補修なり何なりお願いしますと言って、ちょっと今現段階では予算等の関係で、できませんと。要望は受け付けましたと、1年経ちました、2年経ちました、状況が分からない、あれどうなっているんだろうというような感じになるわけですね。今、必要に応じて状況報告と言われましたけれど、例えば1年、2年と動いていないという状況のときは定期的にその方に報告をされておられますか。そこをちょっと教えてください。

○議長（安村 政治君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（石光 徹君） 御質問にお答えします。

定期的には説明はしておらず、問合せがあれば、丁重に今のその要望についての状況についてお答えしている状況でございます。

以上です。

○議長（安村 政治君） 18番、久保議員。

○18番（久保 潤爾君） 問合せがあればそこでお知らせというか、お話しするという形ですね。だから例えば毎年決まった時期に要望を出した方に対して、進捗が遅れているものに関して、今これこれこういう状況でということは定期的にはされていないということでしょうか。もう一度確認いたしますが、よろしいんでしょうか。今、市長が何か言われましたけど、何か御答弁ありますか、よろしいですか。

○議長（安村 政治君） 市長。

○市長（池田 豊君） 御要望があったときに部局が見に行って、まず市でやれるものかやれないものかということを説明し、また、その方向だけど時間がかかるとかいうこと

を前提として説明した後、今後、照会があればということになりますので、一番最初に見たときに、申し訳ないけど市でやるべきものじゃない場合は、そこで多分お断りをしてと思うんですけれども、ここは市でやるべきもので時間がかかるとか、優先順位が低いとか、急ぐとか、また予算があれば年度末でできるものとか、いろいろあると思うので。その中で緊急性があるものについては当然のことながら予算に関係なくでもやっていかなくちゃいけませんので、そういうものを現地で確認して一定の方向性は一番最初にこのようにしていきますといった後に、時間がかかるものということでその都度ということで御答弁させていただいたと思います。

○議長（安村 政治君） 18番、久保議員。

○18番（久保 潤爾君） すみません、聞き方が悪いのかもしれませんが、例えば要望を出されてから今すぐできないけれど、必ずこれやっていきますからという、予算をつけたらやりますという話を頂いて、これは具体的な事例なんですけれど、実際の事例なんですけど、今3年弱経っているんですけれど、その要望した箇所の解決がされていないということで、要望出された方からあの案件はどうなっているんでしょうかというようなことを聞かれたりするわけです。ですから、当初に言われているというのは分かるんです。それは確かに言われておりますし、緊急性の高いものをやっていただけているのでそれは分かるんですけれど、そういうふうに戻りになっているものが本当に何年も経つと、あれ一体どうなっているんだろうという状況があるということなんです。その状況に対して、一応確認いたしますけど、市のほうから例えばもう二、三年こうして動いていないという要望に対して、今こういう状況ですということを定期的に報告というのはされてないということではよろしいですか。

○議長（安村 政治君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（石光 徹君） こちらのほうから定期的には、現在行っておりません。

以上です。

○議長（安村 政治君） 18番、久保議員。

○18番（久保 潤爾君） 分かりました。できることならいいですけど、やはり要望を出した方にとっては本質問で申しましたが、やっぱり一日でも早い実現というものを望んでおられますので、でき得ますなら、定期的にちょっと今年は難しいですけど、例えばそういう言い方しちゃいけないんでしょうけど、再来年度は見込みがありますとか、とにかくその方にとってはやっぱりどう扱われているかということが非常に心配なわけでございまして、そういったことを情報提供できるようなことを考えていただきたいという

ふうに思います。

それを踏まえて、1つ提案をさせていただくんですけど、今回、S i d e B o o k s に議長の許可を頂いて議場配付資料を出させていただいております。

要望に対しての対応状況をホームページで情報提供している自治体がございます。富山県の南砺市です。議員の皆さんはS i d e B o o k s にトップページを載せております。本来はURLを貼りたいんですけど、ちょっと私の技術力では無理でしたので、取りあえずグーグルでどこまで出来たか！市民要望と入れていただいて検索していただければトップページが出ますので、議員の皆さんはぜひ一緒に御覧になりながら聞いていただければと思います。執行部の皆さんには申し訳ないですが、後ほど確認をいただければと思います。

このどこまで出来たか！市民要望は要望書をPDFで表示、対応状況、担当課などが一目で分かるようになっております。

まず、トップページには要望書を提出した各種団体名が表示されております。トップページから、例えば、各自治会からの要望メールというところがございますが、その各自治会からの要望メールをクリックいたしますと、地域選択が表示されます。防府で言うなら、例えば西浦、華城、中関というふうに表示されます。そこからその連合自治会名を選択し、そこを選択すると単位自治会名が出てまいります。単位自治会も選択すると、その単位自治会が提出している要望書が表示されます。

議員の皆さんは適宜要望書があるところを見ていただければと思いますが、そこで要望書ナンバーをクリックすると要望の概要があり、要望の提出書類、これをPDFで確認することができます。枝番をクリックすると道路の補修等そういった場合は要望該当箇所がグーグルマップで表示され、執行部の対応状況や対応履歴を見ることができます。何ができていて何ができていないかが一目で分かり、対応が難しいものについては、その旨を対応履歴で表示されています。南砺市さんはこのどこまで出来たか！市民要望の内容をもって市民への報告に代え、直接文書等での回答は行っておられないそうです。

先ほど和田議員もデジタルのことを言われましたけど、これも一種のデジタルだと思うんですが、このようにデジタル技術を使って要望への対応状況をお知らせすれば、職員の皆さんにとっては情報のスムーズな共有が図られ、電話対応、書面作成などの事務手間が削減でき、要望書を提出された市民の方からはリアルタイムで状況が分かるので利便性の向上につながり、市民との協働にも資するのではないかと思います。

防府市自治基本条例第15条第1項に市長等はその保有する情報を積極的に公表し、提供しなければなりませんとあります。また、第17条第2項には市長等は行政に関する意

見、要望、提案等に対して迅速かつ誠実に応答しなければなりませんとあります。要望という言葉も入っております。

デジタル化への取組を加速化されていく中で、自治基本条例にうたわれたこのような理念を実現するために、要望などに関する市民への情報提供のデジタル化も考えてみてはと思っておりますが、御見解はいかがでしょうか。

○議長（安村 政治君） 生活環境部長。

○生活環境部長（金澤 哲君） 御質問にお答えいたします。

市民への情報提供のデジタル化についての御質問です。議員御紹介の市のように、地域等からの要望への対応状況をホームページ上に掲載されている自治体があることは承知しております。

本市では、地域等からの要望に対して迅速かつ誠実に対応することが重要と考えており、中でも実現に時間を要する要望については、先ほども御答弁申し上げましたけれども、直接地域に出向いて事業実施の有無を踏まえ、対応方針等を丁寧に説明することとしております。

また、道路や河川などの工事に係る要望につきましては、緊急度等で優先順位をつけるため、必ずしも要望受付の順番どおりに対応できるとは限らないことから、一律に対応状況を公開するということは考えておりません。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安村 政治君） 18番、久保議員。

○18番（久保 潤爾君） 対応状況を考えておりませんということではっきり言われたので、ちょっと残念だと思っております。

しかし、先ほど申しました自治基本条例にもやっぱり情報公開あるいは説明責任、応答責任とうたわれておりますし、市民の方からしたら、今自分の要望がどう取り扱われているのかということがすぐ分かるというほうが何かと市民にとってはいいんじゃないかと思います。ということは、今デジタル技術云々と言っていますけど、だから、この要望に関して対応状況をどのような形にせよ公開するおつもりはないということによろしいですか。

○議長（安村 政治君） 生活環境部長。

○生活環境部長（金澤 哲君） お答えいたします。

繰り返しにはなりますけれども、議員からも御紹介のありましたようにホームページ上で公開ということも一つの考え方だとは思いますが、それ以前に、まずは丁寧に直接情報を共有させていただくということを最優先ということで、今の現状の運用を継続していきたいと考えております。

その上で公開については、今後、運用の仕方等を踏まえて調査研究という形にさせていただけたらと思います。

○議長（安村 政治君） 市長。

○市長（池田 豊君） 久保議員のほうからありましたように、要望の状況はどうなっているかといって、先ほど申し上げましたのは、必ずしも順番どおりにならないので、という載せ方の工夫だと思いますので、その分は今後いろいろなデジタル化を進める中で混乱を期さないように、また市民の皆様にも過度な期待をさせて上のほうにあるのにずっととなってはいけませんので。また掲載の方法は、今は見ていませんので今の議員のほうとちょっとこっちは多分違うかもしれませんが、その中で一覧に今こんな要望が出てきていますというのか、優先順位でこの順番でやるんですというのは、ただこの順番でやるというのはなかなか緊急度があるので困難だということでございまして、その要望が今こんなものが上がっている、こんなものが来ているということにつきましては、どのような形になれば一番市民の皆様の立場に立って、要望された立場に立って検討をして、これから総合計画に向けていろいろなデジタル化を進めますので、その中でよりよいものになるように検討していきたいと思います。

○議長（安村 政治君） 18番、久保議員。

○18番（久保 潤爾君） すみません、ちょっと言い方が悪かったようです。順番に表示してくださいという意味では私もございませぬ、もちろん。そういったことで順番にやっていきますという意味で表示されたら混乱するということはよく分かります。そういった意味ではございませぬ、そこはすみません、私の言い方が悪かったと思います。申し訳ありません。

そして、それで当面はそういったことは、やっぱりそういう載せ方とかを考えながらということで先になると思うんですけど、じゃあ、現時点で先ほど生活環境部長が丁寧な対応というようなことをおっしゃったわけですけど、ですから、その優先順位が低くて先延ばしになっているものに対しての丁寧な対応というのが必要になると思うんです。

また戻っちゃうんですけど、ですから、定期的に今これは受け付けていて分かっておりますと、ただ予算措置ができておりませぬみたいなことを何とか伝えられるのかなと思うんです。確かに、毎年毎年ちょっと待ってください、待ってくださいと言ったら相手も怒ってとは思いますが、ただ忘れられているんじゃないとか、あるいは執行部は気を使われているのか分からないですけど、ちょっと無理ですということは言えないのかと思うんですけど、そういった定期的に何とかその方へ進捗状況を伝えられるように取り組んでいただきたいと思いますと思うんですけど、答弁いただけますか、どうでしょうか。



○議長（安村 政治君） 市長。

○市長（池田 豊君） 市民の皆さんの要望をしっかりと実現することが一番理想でございます。そうした中でできないものはできないと、過度な期待を地元に与えることもそれは一番悪いことだと思いますので、その状況はしっかりお伝えし、そしてまたそれが伝わる方向をどうしたら一番いいのかということも検討していきたいと。いわゆるやっぱり維持管理とか、また、防災とかいうときでございますので、その中で市民生活を第一に考えた形でどのようにするか。とにかく一番はやればいいわけなので、予算があればとは思いますが、そういう意味で今回も維持補修費を1割以上増やしたわけですが、可能な限り要望対応できるような予算措置をし、そして現場の意見を聞いて、その中で現場の要望された方にどのような形で伝えるのが一番いいかということは、まず、行ってお話しするというフェース・ツー・フェースが一番だと思いますけれども、そのうちどうするかということはそのときで向こうの方に御迷惑がかからないような形で、自治会長さんを通すとかいろんな方法があると思いますので、それは検討していきたいと思います。

○議長（安村 政治君） 18番、久保議員。

○18番（久保 潤爾君） ありがとうございます。市長から最後に少し前向きなお話を頂きましたので、そうしていただければと思いますので、デジタル化も含めて時間はやっぱり見せ方とかかかってくると思いますけれど、先ほどの説明責任とか、あと情報公開の件でデジタル化というのは大変有用だと思いますので、それも含めて、そして要望への対応の検討もしっかりとやっていただきたいということをお願いいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（安村 政治君） 以上で、18番、久保議員の質問を終わります。

---

○議長（安村 政治君） 次は、21番、三原議員。

〔21番 三原 昭治君 登壇〕

○21番（三原 昭治君） 会派「絆」の三原昭治です。通告に従いまして、2項目について質問いたします。

まず、1項目めは、消防団の団員不足の現状と対策について質問します。

地域防災の要として地域の防災活動を担う消防団では、団員の成り手不足と高齢化が深刻化してきています。

総務省消防庁によると、かつて200万人以上いた全国の団員数は平成2年（1990年）に100万人を切り、令和4年に80万人を割り、5年4月時点で約76万人と、年々減少の一途にあります。これに伴い、全国の市町村が条例で定める定数

約 8 8 万人に対し 1 2 万人足りない状況にあるとのことですが、防府市における消防団の現状と団員確保のためどのような対策に取り組まれているのかお尋ねいたします。

○議長（安村 政治君） 21 番、三原議員の質問に対する答弁を求めます。消防長。

○消防長（米本 静雄君） 三原議員の消防団の団員不足の現状と対策についての御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、消防団員の成り手不足と高齢化は、本市消防団においても同様の課題であり、団員数はここ数年において徐々に減少している状況で、現在は、条例定数 4 0 8 人のところ 3 6 1 人、平均年齢は 4 6 . 9 歳という状況でございます。

消防団は、地域防災の要として重要な役割を担うことは言うまでもありません。とりわけ、令和 6 年能登半島地震や能登半島における豪雨災害では、消防団は自らも被災しながら地域住民の命を守るため、発災直後から避難の呼びかけや消防隊と連携した消火活動、倒壊家屋等からの救助活動とともに孤立集落からの住民搬送、行方不明者の搜索、避難所運営の支援のほか、土砂撤去等の災害復旧など、多岐にわたる活動に懸命に取り組まれておりました。

このように大規模災害においては、地域事情に精通した消防団員一人ひとりの果たす役割は非常に大きいことから、消防団員数の減少は地域防災力の低下につながるものと認識しております。

この団員数減少に歯止めをかけるためには、働き世代の入団を呼びかけるだけでなく、児童・学生世代から現役を退かれた高齢世代まで幅広く住民の消防団活動に対する理解を深めつつ、実際の入団につながるよう広報する必要があるとあり、また、現役の消防団員に対してはより魅力のある消防団として活性化につながる取組を実施する一方、活動に係る負担を軽減することで働き方改革を推進するとともに、団員同士の年代や性別を超えたコミュニケーションの促進等により、風通しのよい組織づくりと地域防災に対する意識改革を進めていくことが重要となります。

近年の本市における団員確保対策の取組としましては、まず、現役の団員に対し福利厚生面では、消防団応援の店事業の開始や消防団活動を支援するための補助金の予算化など、処遇面では出動等にかかる報酬額を県内トップレベルに引き上げるとともに、消防団の設備や個人装備品の更新、拡充を順次行ってまいりました。

また、本議会で承認をいただきましたが、新年度より 3 5 年以上勤続して退職する者に対する退職報償金の支給額を増額するよう、条例の一部改正をしたところでございます。

そのほか広報面では、消防団員による個別の勧誘活動に加え、フリーマーケットや地域の祭り等のイベントに積極的に出向くことによる、よりプッシュ型での市民向け P R を展

開いてまいりました。

これらの施策や活動により、新年度当初は今年度当初より2名増となる見込みでございます。

現在、本市では361名中31名の女性消防団員がそれぞれの地域で活躍をしております。災害時において、女性ならではの活動も多くあることから、今後も女性団員の増加を進めながら、やりがいのある消防団としてしっかりとPRし、消防団員の確保対策に努めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安村 政治君） 21番、三原議員。

○21番（三原 昭治君） ありがとうございます。やりがいのある消防団を目指してということで、大変いい御答弁だったと思います。

それでは、幾つか質問させていただきます。

先ほど条例定数408人に対して361人、約88%ということになるんですけど、近年の退職者数と入団者数の状況、それと先ほど平均年齢46.9歳でしたけど、年齢構成はどのようになっているのか教えてください。

○議長（安村 政治君） 消防長。

○消防長（米本 静雄君） 近年で申しますと、令和4年度が入団が17名、退団が18名、令和5年度が入団が19名、退団が28名、令和6年度が入団が20名、退団が19名となっております。

団員の年齢構成につきましてですが、20歳から5歳刻みで見た場合、45から49歳が最も多く23.27%、次いで50歳から54歳で18.84%、40歳未満の各層においてはそれぞれ10%未満という数字となっております。

また、団員の平均年齢を年度で比較いたしますと、平成29年度44.7歳、令和元年度44.9歳、令和4年度45.5歳、現在は46.9歳でございます。ここ7年で2.2歳ほど高齢化が進んでおります状況でございます。

○議長（安村 政治君） 21番、三原議員。

○21番（三原 昭治君） 今の数字からもやっぱり着実という言葉がいいのかどうか分かりませんが減少してきているということが伺われたと思います。

それで、今の数字の中で高齢化が進んでいるのは確かです。その原因はやはり若い年齢の消防団の皆さんの入団が今後の大きな課題となると思うんですけど、そこでお尋ねしますが、これが一番大事なところだと思うんですけど、消防団員が減少するという原因はどのように分析されておりますか。

○議長（安村 政治君） 消防長。

○消防長（米本 静雄君） 御質問にお答えいたします。

高齢化、少子化及び人口減少、これが主な要因ではないかと考えております。

しかしながら、過去８年間減少し続けておりました団員数が、新年度には２名ではありますが増加するという事で、少しずつ広報活動等が身を結んでいるのではないかと感じております。

以上です。

○議長（安村 政治君） ２１番、三原議員。

○２１番（三原 昭治君） あるアンケート調査で、消防団に関する入団しない理由というアンケート調査がありました。それによりますと、消防団により仕事との両立が難しいからが５０％以上、半数以上占めていました。次に、地域への意識が低くなっているから、次に、消防団の存在や消防団活動の広報が不足しているから、次に、昔から地域にある組織で入りにくそうなイメージがある、次に、体力的にきついイメージがあるという理由になっております。

まず、入団しない理由の、消防団活動により仕事と両立が難しいからという点ですが、現在、消防団員の方は昔は個人事業者の方が多かったんですけど、現在どのような構成になっておりますか。

○議長（安村 政治君） 消防長。

○消防長（米本 静雄君） 御質問にお答えいたします。

議員がおっしゃるように、以前は自営業の方が大半を占めておりました。しかし、現在は被雇用者の方が７２％という状況でございます。

以上です。

○議長（安村 政治君） ２１番、三原議員。

○２１番（三原 昭治君） 事業者の方も事業をやられる方が少なくなったということもあると思いますけど、いわゆる被雇用者、サラリーマンの方が多くなった。これには企業や事業所等の理解が大変必要だと思いますが、関係者との連携をどのように図っていらっしゃいますか。

○議長（安村 政治君） 消防長。

○消防長（米本 静雄君） 御質問にお答えします。

事業所の消防団活動への協力が社会貢献として広く認められると同時に、事業所の協力を通じて地域防災体制がより一層充実されることを目的とした消防団協力事業所表示制度という取組がございます。本市では、現在１１の各事業所に対し、当該制度に係る表示証

を交付しており、このうちの1つは特に顕著な功績が認められる事業所として、国——これは総務省消防庁でございますが、こちらの表示証の交付を受けております。

以上でございます。

○議長（安村 政治君） 21番、三原議員。

○21番（三原 昭治君） 確かに表示ということも必要だと思いますけど、表示の意味を知らない人はほとんどだと思います。関係者以外はまず分からないのが現実だと思います。

それと実質的にやっぱり会社、事業所の協力を得るという行為が、行動がやっぱり必要だと思います。ぜひその点についても積極的に行っていただきたいと思います。

それと、次に消防団の存在や消防団活動の広報が足りないという点につきまして、消防団の役割や活動を知ってもらうことがとても大切だと私は思っております。消防団活動の意義や価値を、これを知ってもらうということについて、どのような周知やPRを行っていらっしゃるかお尋ねします。

○議長（安村 政治君） 消防長。

○消防長（米本 静雄君） お答えいたします。

先ほども答弁の内容で申し上げましたが、地域の活動であったり、お祭りや防災の展示等を行って、地域に出向きまして、消防団がそれぞれ活動している状況でございます。

以上です。

○議長（安村 政治君） 21番、三原議員。

○21番（三原 昭治君） この点については、後また触れますけど、次に、昔から地域にある組織であり、入りにくそうのイメージがあるというのがありました。昔は一つのよりどころで、地域の人たちがそこに集まって、言葉悪いですけど、和気あいあい、地域を守るために、時には和気あいあいで、みんなで酒を酌み交わすとか、いろんなことがありましたが、これも時代の変化だと思います。二、三の分団の方と会い、ちょっと声を聞いてみたんですけど、災害とかそういうことが予測される場合は待機指令が出るというときに、機庫で待機をするということになるわけなんですけど、まず1点目は、その機庫の空調ですね。今、夏は暑い。もちろん冬はもうとにかく寒い。その空調設備はどうなっているのか。また、待機が長くなれば、食料の確保をしなければいけない。夏場なんかは、やはり衛生面において大変懸念されるところであります。そういう点はどのようになっているのか。それと、待機が長くなると、食料の支給等はどのようになっているのか。また、待機における報酬、費用弁償についても、1時間でも半日でも一緒ですよ。具体的に報酬の金額を教えてください。こういう点を、特に若い人にちょっと話を聞いたんですよ。

こういう点は、受入れ環境ということで言っていらっしゃいましたので、ちょっとお尋ねします。

○議長（安村 政治君） 消防長。

○消防長（米本 静雄君） お答えいたします。

まず、1点目の空調の関係でございますが、各消防団機庫には空調設備はございません。ですが、長時間待機になる場合には、各地元の公民館、こちらに詰めていただいて、空調設備のある場所で待機をしていただくということにしております。

次に、食料の関係ですが、当然機庫には食料等を保存しておりません。ですが、長時間の待機になりました場合は、非常食として消防本部のほうから持っていくようにしております。また、それがさらに長期になりますと、朝・昼・晩と食事を配達するという形をとっております。

次に、金額の関係でございますが、待機した場合、1日につき8,000円、こちらが災害時は出動手当として支給されております。これは、各本人一人ひとりでございます。

以上でございます。

○議長（安村 政治君） 21番、三原議員。

○21番（三原 昭治君） 公民館で待機するようになっているわけですか。私、それ知りませんでした。どちらかというと、みんな機庫で待機しているのがほとんど。公民館で待機というのは、多分そのとき話が出なかったということはなかったんだろうと思います。というのが、あの暑い中、例えば、今、新しくできた向島公民館、小野公民館、あそこには併設して複合施設として機庫がありますよね。そこは空調環境は整っているわけですか。

○議長（安村 政治君） 消防長。

○消防長（米本 静雄君） お答えいたします。

機庫本体は車庫としての利用でございますので、共用場所において待機するということになります。そちらは冷暖房が完備しております。

以上です。

○議長（安村 政治君） 21番、三原議員。

○21番（三原 昭治君） 正直言いまして、若い人たちの率直な意見を聞くと、あそこええなと。僕らのところはないんですよ、このくそ暑いのにと。その代わりガラケーの携帯電話がありますよと。ガラケーの携帯電話、何のためあるのかなと。私、ちょっと調子が出てきました。昨日、夜から体調が悪くて、病院に行ったりなんかで、ちょっと体調を崩しちゃったので、多少元気が出てきました。ガラケーの携帯が置いてあると。若い人たちがみんな不思議がっているんですけど。このガラケーの携帯がずっとあるけど、何のため

でしょうと。何のためですか。

○議長（安村 政治君） 消防長。

○消防長（米本 静雄君） こちらは、消防本部からの指令や連絡事項を機庫のほうに伝えるためでございます、以前は固定の電話機を設置しておりました。ですが、外に持ち運びができるようにということで、以前に携帯電話に変えております。これは、今後スマートフォンのほうに変わっていく予定でございます。

以上です。

○議長（安村 政治君） 21番、三原議員。

○21番（三原 昭治君） 今の時点で、申し訳ない、今後変わっていくって……。まあいいと思うんですけどね。AIの話が今回たくさん出たけど、もう時代に合ったような、これも若い人たちから見れば不思議なんですよ。何じゃこれとなるわけですよ。携帯持たにゃいけん、無線も持たにゃいけん、これも持たにゃいけん、ポケットいっぱいですよという。冗談的に私に話したんですけど、ぜひそういう受入れ環境の整備ももう見直していかないと、今の若い人たちは来ません。僕は若くないんじゃないけど、僕も行きません。暑いとこで待機をしたくないし。ぜひそういうところも見直しというか、早急に見直していただきたいと思います。

先ほどまた、防府市のこともお話をいただきました。防府市において、私は大変自慢できることがあります。これは市長との話の中で、市長の英断でやってもらったんですけど、活性化補助金です。これ、全国に恐らくない。調べてみましたが、ありません。消防団にじかに活性化の補助金というか、活動費が出るというところはありません。どこの団も喜んでいらっしゃる。それが誇りだということも言われます。自慢ですよということも言われます。まだ使い方がよく、使い方というか、真面目な方が多いんで、少し返すときもあるらしいんですけど、しっかり活用してくださいとは言っているんですけど。これは恐らく、いろいろ改めて調べたんですけど、全国にありません。ありがとうございます。

というように、やっぱり今の若い人たちを巻き込むために何をするかということを考えたときに、ちょっと現実的になるけど、やはり報酬というのも現実的です。設備、環境というのも現実的です。もう昔ではないよということなんですよ。だから、その中で、さっき、県内トップレベルの報酬と言われましたけど、報酬は防府がトップですか。トップ、2番は幾らですか。

○議長（安村 政治君） 消防長。

○消防長（米本 静雄君） トップといますか、全て、ほとんどが一緒の金額でございます。ただ、低いところはございます。

以上です。

○議長（安村 政治君） 21番、三原議員。

○21番（三原 昭治君） トップはトップかもしれませんが、こういう面も、これは、たしかその金額が、年報酬が3万6,000円ですよね。これはどういうふうに定めるわけですか。

○議長（安村 政治君） 消防長。

○消防長（米本 静雄君） お答えいたします。

国が示しております標準額というのがございます。この金額が地方交付税の算入額とされておりますので、この金額に、同様にしております。

以上です。

○議長（安村 政治君） 21番、三原議員。

○21番（三原 昭治君） これもまたちょっといろいろ検討していただきたいと思います。せっかくなら実質的トップを目指して、お願いします。聞き取りのときに、5万円以上になると源泉で税金かかるんですよと言われたので、4万9,000円にしたらという話をしました。すると、税金はかからないねという。こういうものでも、やっぱり山口市と違うね、周南市と違うね、防府はトップよというような報酬になってほしいなと思っておりますので、こういうところも検討していただければと思います。国の基準は基準として交付額も出るかもしれませんが、やはり防府の独自の消防団対策、団員確保対策というのが絶対必要だと思います。他と一緒にやったら、他と同じですよ。だから、少し頑張っていただきたい。

それと、ちょっと心配する話が出たんですけど、訓練。最近、ロスの山林火災や大船渡市の山林火災、恐ろしいことに、ああいう我々が目にしたことないような大火災が今、発生しておりますけど、これはどこで起こるか分からない要素を占めております。今、消火に当たっては、消防署だけでは到底できないと思います。消防団の方も出ていらっしゃる。テレビ見ました。ここで、防府市における消防団の山林火災の訓練は、どのような形でやっていたらいいか教えてください。

○議長（安村 政治君） 消防長。

○消防長（米本 静雄君） 御質問にお答えいたします。

実は、この3月9日でございますが、江泊山において林野火災の防御訓練を行う予定にしております。この訓練と申しますのは、消防団を中心としまして、消防署の者が手伝いをしながら、山で火災が起こった際に、迅速、的確に消火できるよう、日頃から訓練をするものでございます。よろしくお願いします。



○議長（安村 政治君） 21番、三原議員。

○21番（三原 昭治君） なぜこれを聞いたかという、訓練ということのお話が出て、訓練は5人と限られているんですよという話から、5人でこういう大火のとき、できますかねと。というのは、対応も僕は十分——100%大事なことなんだけど、5人で訓練するより、全員で一緒に訓練することによって和ができるわけですね。それで仲間意識がまた高まってきて、また出よう。それで、誰かに言うてみよう、入らんかねとか、そういうのにつながってくると思うんですよ。5人という考え方を、少し考え直したほうが私はいいと思います。回数を増やしたからという、たしか12回ですかね、ということ言われていましたけど、そういう問題じゃ私はないと思う。やはり団結というのは、全員が集まってやることに団結の意義があるのではないかと思いますので、3月9日やられるの多いに結構です。大事なことですけど、ぜひ、日頃の訓練もそういう点で考えていただければ。

ただ、一つ言えることが、気兼ねする人がおるんですよ。5人しか出られんから、ここに報酬が絡んでくるわけですね。自分はもらえるけど、ほかの人はもらえん。僕はええです、ええですというケースも多いんですよ。だから、そういうこともやっぱり考えて、少し見直していく必要があると思います。

それと、機能別団員制度というのがあるんですけど、これはどういうものなのか、そして、防府市はどのように取り組んでいらっしゃるのかお尋ねします。

○議長（安村 政治君） 消防長。

○消防長（米本 静雄君） お答えいたします。

機能別分団というのは、その作業に特化した部隊等でございます。防府市では、これは採用しておりません。各分団で対応しておるところですが、例えば、機動部隊とか、チェーンソー部隊とか、そういった機能別の消防団員を、そういった資格を持った方等を募集してやったりとか、あとは、消防団を退職されたOBの方を選定して隊をつくったりとか、そういったところでございます。

以上です。

○議長（安村 政治君） 21番、三原議員。

○21番（三原 昭治君） 防府では採用していないということで。先般、またこの後ありますけど、闇バイトで高校生が駅前で16人だったかな。16人と防府警察署、JR等の人たちと一緒に、闇バイトの加担防止キャンペーンをやっていたらいました。いろいろ聞いたんですけど、警察には、非行や犯罪防止などに取り組む中高生、大学生による少年セーフティリーダーズというのがあるんですよ。今、何でこの話をするかという、

こういうことを、例えば、機能別団員という形をつくって、小学生でもいい、中学生もいい、高校生もいい、大学生もいい、その中で、例えば広報団員というのをつくったらいかがでしょう。広報団員をつくると、その子たちはそういう意識が目覚めるわけですね。例えば、もっと言えば、消防団員の方が着ているあれは作業服ですか。作業服というんかね。あれ、なかなか僕はりりしくていいなと思うんですけど、そういうのを作ってあげて、それを着てもらって、町に出て防火を呼びかけるとか、いろんな呼びかけができて、その中でやっぱり意識の改革にも、高揚にもつながってくると思うんですよ。これがまた予備軍となって、消防団に入ろうかということにもつながると思うんですけど、ずっと防府市はないですね、この機能。ぜひこれを取り入れてもらいたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（安村 政治君） 消防長。

○消防長（米本 静雄君） 答えいたします。

今後、細部につきまして検討させていただきます。

以上です。

○議長（安村 政治君） 21番、三原議員。

○21番（三原 昭治君） 市長に当てると、やりますと言われそうなので、あまり早うから即答されるとあれですけど。ぜひ、今の一つの手法ですよ。増やす手法。入ってください、こうしましょうというんじゃないくて、小さいときから、意識をそういうふうに持ってもらおう。たしか選挙もありましたよね。家族で一緒に選挙に行こう。投票は三原というのはありませんけど。（笑声）それはありませんけど、そういう意識が、やっぱり小さいときから植え付けると、また変わってくるということが考えられると思いますので、消防長、よろしく願いいたします。市長もよろしく願います。

以上をもちまして、今の質問を終わります。

次は、安全で安心防犯のまち防府の構築について質問いたします。

近年、闇バイトによる若者たちの強盗事件や無差別殺人事件など、これらの犯罪は年々増加している一方で、ますます凶暴化してきているのが現状です。特に高齢者を狙った強盗事件は、かつての日本では考えも及ばないものであり、いつ誰が襲われるか計り知れない恐怖に、多くの高齢者、市民の方はおびえているのが現状です。

防府市では、市民の安全・安心を守るための取組として、どのような対策を講じているのか。また、今後、市民の安全・安心確保のためにどのような取組を行っていかうとされているのか。安全で安心防犯のまち防府の構築をするべきだと思いますが、考えをお聞かせください。

○議長（安村 政治君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 三原議員の安全で安心防犯のまち防府の構築についての御質問にお答えいたします。

昨今、SNSで実行犯を募集して、うそ電話詐欺のみならず、強盗等の凶悪な犯行に及ぶ事件が連日テレビ等で報道されており、特に２月にミャンマーで国際的な犯罪組織が摘発された事件は、その中に高校生をはじめとする日本人が多数含まれていたこともあり、大きなニュースとなりました。犯罪の被害者はもとより、安易に甘い誘いに乗り加害者とならないようにする対策も重要であると感じております。

幸い市内では、こうした凶悪事件は発生しておりませんが、昨年１０月に県内で闇バイトによる強盗予備事件が発生し、都会だけのことと思っていたことが、現に身近で起こり、改めて市民生活の安全・安心を第一とし、防犯対策の強化に努めなければならないと考えております。

こうした犯罪の発生を抑止するためには、警察、市などの関係者が連携し、様々な防犯対策に粘り強く取り組んでいくことが必要です。現在、国・県では、闇バイトによる強盗・詐欺への対策強化として、警察による広報・相談対応や、犯罪者グループの取り締まりに必要な体制の確保が図られており、山口県警では匿名・流動型犯罪グループやうそ電話詐欺の捜査体制を強化するため、このたび組織犯罪対策課に新年度から警察官を３名増員することとされております。

防府警察署では、若者をはじめとする市民が闇バイト・うそ電話詐欺等の被害者や加害者とならないよう、スマートフォンやインターネットを利用する際の注意点等についての啓発活動として、情報モラル教育を強化されています。また、防犯ボランティア等と協力しての防犯パトロールなど、地域と一体となった防犯活動も行われております。さらに、今月からは、富海地区と大道地区において、民生委員などと協力して高齢者戸別訪問を実施されます。

また、市におきましては、自治会等が設置する防犯灯への支援、防府市メールサービス等による不審者情報や防犯情報の発信、民生委員による高齢者への注意喚起や声かけ、みまもり隊による児童・生徒の見守り活動、防犯対策協議会による防犯運動などを行っております。

さらに、教育委員会におきましては、この春入学する新１年生への防犯ブザーの配布や、アプリ等による保護者への不審者情報の通知、警察官ＯＢ等であるスクールガードリーダー等による学校内での指導、通学路の安全点検などにより不審者対策を講じております。

加えて、これから春休みを迎えるに当たり、児童・生徒が被害者はもとより、闇バイトの加害者とならないよう、啓発に努めてまいります。このように、警察が行います防犯対策に呼応して、凶悪化・多様化する犯罪に対して、その変化のスピードに立ち遅れることなく対応していきたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（安村 政治君） 21番、三原議員。

○21番（三原 昭治君） 御答弁ありがとうございます。今、富海、大道の高齢者宅への訪問、それとあと、防犯ブザーとか防犯アプリによる保護者への連絡等なんですけど、最近起こっている事件は、ほとんどが高齢者が対象なんですよね。その点からちょっと話していきたいと思います。

防犯インフラの整備において、防犯灯というのは、もう以前からされていることですけど、防犯等に変大有効と言われる。以前もやったことあるんですけど、防犯カメラについて、現在、公共施設、また、分かれば、市内の民間施設での防犯カメラの設置状況を教えていただきたいと思います。

○議長（安村 政治君） 生活環境部長。

○生活環境部長（金澤 哲君） お答えいたします。

市有施設の防犯カメラの設置状況につきましては、令和7年2月末現在で、市役所、公民館、小・中学校等の市有施設に合計で424台設置しております。その他、民間を含めた数というのは、把握しておりません。

以上です。

○議長（安村 政治君） 21番、三原議員。

○21番（三原 昭治君） 以前、私は、防犯カメラの補助制度を設けたらどうだろうか、令和5年ですかね、質問いたしました。それからまだ全く、さきの久保議員じゃないけど、連絡がないと。全く反応がないんですけど、今、あのときに、たしか下関、山陽小野田、和木町等を御紹介したと思います。こういうことをやっているよということを御紹介しましたが、その後、何か調査をされましたか。私が紹介した市の調査、どのような実態なのか、どのような状況なのかというのを調査されましたでしょうか。

○議長（安村 政治君） 生活環境部長。

○生活環境部長（金澤 哲君） お答えいたします。

山口県内では、令和6年度で2市1町、防犯カメラ設置補助金が交付されております。7年度から新たに1市が予算計上されているというところまで……。予算計上までです。まだ7年度の関係なんで、予算ですので、まだ正式にということではございませんが、

7年度から新たに下関市さんが開始をされる予定と聞いております。

以上でございます。

○議長（安村 政治君） 21番、三原議員。

○21番（三原 昭治君） 本当なら設置状況じゃなくて、設置したところが今どうなのかというのをちょっといろいろ調べてみてほしかったんですよ。家庭用補助金制度を設けているのが和木町だけですね。聞いてみたら、結構、今こういう時代だから大変何か好調、好調というのはおかしいんですけど、多いですよということなんですよ。専門家のちょっと話では、防犯カメラは犯人に、見られている意識を植え付けるなど、世界中で防犯カメラによる犯罪抑止効果が確認されていると。中でも、日本での犯罪抑止効果は顕著ということですよ。私は、防府ももうそろそろじゃなくて、例の何かよくテレビ出る林先生、いつですか、今でしょというのがありますけど、もうこういう取組をすべきではないかと思うんですが、いかがでしょう。

○議長（安村 政治君） 総合政策部長。

○総合政策部長（永松 勉君） 防犯カメラの設置の補助についてですけれども、自治会がカメラを設置される場合については、地域の様々な課題を解決するための地域による主体的な取組を支援する、がんばる地域応援事業が活用できます。

以上でございます。

○議長（安村 政治君） 21番、三原議員。

○21番（三原 昭治君） 確かに。それを忘れていましたけど、これも後で言おうと思うたけん、今言われたから言いますけど、私は、自治会を対象に市独自で設けたらどうかと思っているんですよ。というのが、多分がんばるだったら5万円ですよ。5万円ではつけられません。例えば、自治会の出口、入り口。出口も入り口も一緒ですけどね。そういう要所に例えば4台、5台つける。つけたときに、自治会に防犯カメラ設置自治会という看板を置くと、立てると、これはどういう効果があると思いますか。

○議長（安村 政治君） 総合政策部長。

○総合政策部長（永松 勉君） 議員先ほどからおっしゃるとおり、犯罪の抑止につながるものと思います。

○議長（安村 政治君） 21番、三原議員。

○21番（三原 昭治君） そうですよ。さて、さっき冒頭の答弁の中に、闇バイトというのが出てきました。闇バイトの一つの中に、夜の散歩という項目がありました。どういう内容だと思います。

○議長（安村 政治君） 生活環境部長。

○生活環境部長（金澤 哲君） 大変申し訳ございません。お答えできません。

○議長（安村 政治君） 21番、三原議員。

○21番（三原 昭治君） さっき、石田議員からとんちと言われた。とんちじゃないんですよ。石田議員の頭がとんちであると。それは冗談です。そうじゃないんですよ。これ、深刻な話なんよ。何をするかといったら、夜中の1時から夜明けの3時、4時まで散歩するんです。チェックして歩くの。ここの家は防犯カメラがついている。ここはこういうふうにちゃんと施錠というか、門扉が閉まっているとか、それをチェックするんですって。そういうチェックリストを作るために、夜の散歩というのがあるらしいですよ。今、そこまでもう来ているんですよ。

それで、まあいいか。これは私のことやからあれですけど、ぜひ和木町、あそこは金があるからと言われた方がいらっしゃったんですよ。いや、金と命はどちらが大事なんかって、どちらが大事ですかと思います。

○議長（安村 政治君） 総合政策部長。

○総合政策部長（永松 勉君） 命だと思います。

○議長（安村 政治君） 21番、三原議員。

○21番（三原 昭治君） 最後は、市長の英断をお聞きします。

次に、これも関連するんですが、防犯グッズ。防犯グッズにはいろいろあると思うんですよ。人感センサー、補助鍵、防犯カメラもあります。防犯ガラス等々いろいろあります。これに対する補助金制度を、今、全国の自治体でどんどん創設するところが増えてきているんですよ。そういう例えば防犯カメラ含めて、補助制度を設けたらいかがでしょう。

○議長（安村 政治君） 生活環境部長。

○生活環境部長（金澤 哲君） お答えいたします。

防犯対策用品への補助金、補助ということでございます。各家庭での防犯対策用品の活用は、犯罪への抑止力と考えておりますが、犯罪被害を未然に防止するためには、まずは、市民一人ひとりが常日頃からそれぞれの環境に合った対策を取ることが非常に重要です。市といたしましては、防災グッズと同様に、自分の生命・財産は自分で守ることが重要であることを、様々な機会を通じて、まずはしっかりと啓発をしまいたいと考えております。

○議長（安村 政治君） 21番、三原議員。

○21番（三原 昭治君） おっしゃるとおりなんですよ。それぞれが意識しなければいけない問題なんですよ。恐らく皆さんは、その実態なんか調べたことないと思います。私の後輩が、先般、メール打ってきました。そのメールの中には、熊よけのスプレーを買い

ましたと。おかしいな、山もないのに何で熊よけのスプレー買うのかなと思って、すぐ電話して、何をすると聞いたら、テレビでやっていました。犯人が来たとき、スプレーでシュッとやれば時間稼げると。その間に警察へ電話できたり、いろんな対策になるということで、そこまで考えておるかねという話を。これはうちの地区の人の話なんですけど、警備用として木刀を用意していると。木刀まではいいんですよ。木刀のここに輪っかをつけちよる。引っ張り取られたらいけんから、取られんようにここへつける。ある奥さんは、もう恐ろしいから鍵を2つ、3つつけたんよねと、という方がいらっしゃいます。かく言ううちの家は、窓にみんなセンサーをつけました。そんな高くないですよ。センサーの近く行ったら鳴るというやつです。一遍間違っ、夜中に鳴りましたけどね。見に行くのが大変嫌だったんですけどね、ということなんです。ぜひ人間の心理というのがある。この防犯グッズ1万円するの、1万円かねと思うのが普通だと思はる。だけど、待ってよ、市から3割負担が出る、補助金が出るよ、5割出るよ、それじゃあ買おうかって。この話をして何人かに聞いてみた。ちょっと買うかも分からんねという話にはなった。それは、それぞれがやるのが一番なんです。部長がおっしゃるとおり、やっぱり自分の身は自分が守ると。だけど、その身を守る人たちを守るのが、私は行政じゃないかと思っているんですよ。しっかりやっぱり行政も立ち上がって、いろいろ読んでみると、いろいろ事例を見ると、やはりそれによって大変な抑止にはなる。防府市は防犯の補助金が出ると、カメラもどんどんつけるように進めよというような、これも全国的に広がってくれば、かなりの効果があると思います。

千葉の船橋市の事例なんですけど、住まいの防犯対策補助金制度というのを設けられております。防犯カメラや録画機能付きのドアホン、センサーライト、補助機、防犯砂利、防犯ガラスなど、1世帯1回のみ2万円を上限に、工事を含む購入費2分の1を補助すると、支援するということなんです。今、やっているところを挙げたら、もう物すごくあります。やはりみんなそういうふうに、今、自分の命は自分が守るんだけど、その命も相対的に考えれば、やっぱり市が、よく市長が言われる市民の安全・安心ということなんですけど、そういうのを自分が守るんだと言い切ったら、それでおしまい。こんな質問する必要性がない。そうじゃなくて、やっぱり市も本腰上げて、じゃあ、補助はできないけど、こういうこと、じゃあ、やりましょうと。こういうふうに市も積極的にやりましょうと。防府市見てごらん。大変面白い防犯対策始めたよと言うたら、全国ニュースになりますよ。全国ニュースになったらどうなるか。これプラス、例えば、防犯のまち防府宣言をします。まだ、防犯のまち宣言なんてしたところありません。今、本当に今でしょうで、今、タイムリーだと思うんですよ。この宣言をやることによって、僕は大きな効果を発揮するんでは

ないか。これは恐らく、物すごく取り上げられると思いますよ。事例がないんだから。特に今の時代にマッチングしているんですから、もう絶対的にそれは効果があると思います。

市長は、いつも市民の命が第一ということを開口一番言われております。市民も大変うれしく思っております。だけど、今、一番市民がおびえている件で、この市民の命の第一というものを、やはり率先して対応策を考えるべきときではないかと私は思います。最後になりますが、市長の御見解というか、その思いを、市長ももう67、6ですか。7。

（発言する者あり）だから、みんな、私に限ってとみんな思っているかもしれんけど、分かんですよ。なぜ高齢者狙うかといったら、反抗できないから、一つはね。お金を隠しちよと。駄目ですよ、隠しちよったら。お金を隠しているというのがあるらしいんですけど、本当に高齢者の方、聞いて歩いておったら、本当にみんなおびえていますよ、怖いと。ということです。ということで、最後に、防犯のまち防府宣言ぐらい、よし、やるぞと、そして、それに関わるそういう施策を講じるぞという思いを市長から聞きたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（安村 政治君） 市長。

○市長（池田 豊君） 防犯カメラの設置という、最初ありましたけども、それについては、今回の予算、本当精いっぱい、今、つくったばかりでございますんで、もう精いっぱい可能な限りの予算を組んでいますので、直ちには対応できないと思いますけれども、今、三原議員のほうから防犯のまち防府宣言で上げられましたけれども、やっぱりそういうことをすることは、市民にとってもしっかき気をつけようという運動になるかと思ます。それらについては、安全なまち防府、今、まちづくり進めていますけれども、そうした観点から、防府のまちが安全であると、夜行ってもいつも安全であることが大切だと思っております。今、議員のほうからすばらしい提案をいただきましたんで、そういう方法で何かそういう方向で打ち出せないかということを、これから検討していきたいと思ます。ありがとうございました。

○議長（安村 政治君） 21番、三原議員。

○21番（三原 昭治君） ありがとうございます。予算を組んだからと言われましたけど、予備費というものもあります。今、紹介した船橋市なんか、途中からですよ。よそもみんな途中からが多いんですよ。今の時代、今の現状にマッチした対応を図っていけるわけですよ。やはりこれが大事ですよ。予算がないから来年と言うたら、その間に事件が起きたら、市長、僕は言ったじゃないですかと。何で早くやらんのですかということになりかねません。ぜひ、予算がないからではないんです。さっきも命とお金どっちが大事かと言ったら、部長は命ですと。命ですよ。命が大事。本当に御高齢者に聞いて歩いてくだ



さい。本当みんな怖がっていますよ。びっくりするくらい怖がっていますよ。

ということで、私の質問を終わり、予備費を期待して終わります。ありがとうございました。

○議長（安村 政治君） 以上で、21番、三原議員の質問を終わります。

ここで昼食のため午後1時10分まで休憩いたします。お疲れさまでした。

午後0時 9分 休憩

---

午後1時10分 開議

○議長（安村 政治君） 休憩を閉じて会議を再開します。

午前中に引き続き一般質問を続行いたします。

次は、7番、田中健次議員。

〔7番 田中 健次君 登壇〕

○7番（田中 健次君） 「市民クラブ」の田中健次です。今回は、2点について質問をしたいと思います。

質問の第1は、ひきこもり支援についてであります。

ひきこもり支援については、昨年3月議会でも取り上げておりますが、今年1月に、この取組の先進自治体である愛知県東海市のほっとプラザについて調査してまいりました。また、調査に行く事前に、厚生労働省のひきこもり支援策も研究しました。そうしたことから、防府市のひきこもり支援の課題についてお尋ねをしたいと思います。

厚生労働省のホームページには、ひきこもり支援施策の全体像が示されています。これによれば、ひきこもり支援に特化した事業として、市町村では、1番目に、ひきこもり地域支援センター、2番目に、ひきこもり支援ステーション事業、3番目に、ひきこもりサポート事業という形で、3段階の事業が示され、今述べた3番目の事業から2番目の事業へ、さらに1番目の事業へと段階的に充実させ事業の幅を広げていく、このように求めています。

1番目のひきこもり地域支援センターは、都道府県、政令指定都市に設置されていたものを、2022年度（令和4年度）から市区町村を設置主体として拡充し、少し前ですが、2023年度（令和5年度）では全国で32市区町が設置しています。1月に調査に伺った東海市は、このグループに入ります。また、教育民生委員会が2023年度（令和5年度）に、同じようなひきこもりについて視察に伺った岡山県総社市も、このグループに入るわけです。

2番目のその前段ともいえるひきこもり支援ステーション事業には、93市区町、県内

では、宇部、山口、萩、山陽小野田の4市がここに入っております。防府市は、3番目のもう1段階前のグループとして、サポート事業を実施している120市区町村の一つとなっています。県内では、ほかに下関、長門市もこのグループになります。

3番目のサポート事業では、相談支援や居場所づくり、実態把握調査など、取り組みやすい事業を任意事業として取り組む形ですが、2番目のステーション事業では、支援の核となる相談支援、居場所づくり、ネットワークづくりを必須事業として一体的に実施するよう求め、さらに、1番目の地域ステーション事業では、先ほどの3つの必須事業のほか、当事者会、家族会の開催、住民向け講演会等の開催も必須事業として総合的に進めるよう求めています。こうした形で段階的に施策を拡充をさせる、こういったことを国は求めているわけであります。これらの事業は、補助率が2分の1となっております。

防府市もひきこもり支援を一步前に進めるため、県内他市が取り組んでいるステーション事業や、東海市のように地域支援センターの設置に取り組むべきではないかと考えますが、市執行部の御見解をお伺いしたいと思います。

○議長（安村 政治君） 7番、田中健次議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 田中健次議員のひきこもり支援についての御質問にお答えいたします。

ひきこもりとは、厚生労働省の定義によりますと、様々な要因の結果として社会的参加を回避し、原則的には6か月以上にわたっておおむね家庭にとどまり続けている状態のことをいいます。

2022年度の内閣府のこども・若者の意識と生活に関する調査では、ひきこもりは15歳から64歳までで全国に約146万人と推計されており、本市に置き換えますと約1,300人と推測されます。私は、このひきこもり状態にある方や、その御家族が社会的に孤立することのないよう、関係機関が一体となって支援していかなければならないと考えております。

本市のひきこもり支援につきましては、市の福祉部にひきこもり相談窓口を開設し、本人や御家族からの御相談をお受けしております。また、県などの関係機関と連携し、ひきこもりの方が集まり、自分の体験や思いを語り合う会の定期的な実施や、困難事例の検討、意見交換等を行いながら支援に取り組んでまいりました。

こうした取組に加えまして、昨年の8月からは、本人や御家族に寄り添い、継続的な支援を行っていくため、ひきこもりサポーター派遣事業を開始いたしました。専門的な研修を受けた支援員が、自宅への訪問や自宅以外での面接、社会活動に参加される際の同行な

どのサポートを行いながら、適切な支援機関につないでいくなど、きめ細かな支援に取り組んでおります。

議員からは、支援をさらに一歩進めて、ひきこもり支援ステーションやひきこもり地域支援センターを設置してはどうかとのお尋ねがございました。現在、本市では、支援ステーションの役割である相談支援や居場所づくり、ネットワークづくりについて、県のひきこもり地域支援センターの地域拠点、山口健康福祉センター防府保健所と連携して取り組んでおります。こうした中、この1月からは、防府保健所が新庁舎の福祉棟に移転されたことで、県と一体となって、これまで以上に緊密な連携が可能となりました。この防府市の強みを最大限に生かして、本市に適した柔軟で効果的な支援の充実を図ってまいりたいと考えております。

新庁舎の福祉棟を福祉の拠点、また、ひきこもり支援の拠点として位置づけ、ひきこもり状態の方が一人でも多く社会参加され、御家族が安心できるよう、今後もしっかりと取り組んでまいります。

以上、御答弁申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（安村 政治君） 7番、田中健次議員。

○7番（田中 健次君） 分かりました。今の御答弁についてちょっと再質問をする前に、一点ほど追加的な質問になりますけれども、厚生労働省のひきこもり支援に関するホームページでは、関連する事業として、重層的支援体制整備事業というものが示されております。この重層的支援体制整備事業というのは、住民が抱える課題が複雑化、複合化する中で、従来の支援体制では、はざまのニーズへの対応などに課題があって、例えば、高齢者と障害者、それと子ども、生活困窮という、こういったはざまの属性を問わない包括的な支援体制を構築するためのものであります。2021年度（令和3年度）から実施をされて、今の令和6年度では、346市町村で実施をされているようであります。複数の課題が存在している状態として、例えば、8050問題なども、これは高齢者が若い人、80代の親が50代の子どものひきこもりの面倒を考えないといけないというような、そういった8050問題も例示しております。相談地域づくり関連事業に係る補助等について、これについては交付金が交付されます。ひきこもり支援体制を充実させる方策として、こういったものも検討すべきではないかと思いますが、この点についていかがですか。

○議長（安村 政治君） 福祉部長。

○福祉部長（藤井 一郎君） お答えいたします。

議員御案内の重層的支援体制整備事業は、市町村において包括的な支援体制を構築するための手法の一つとして創設された事業です。事業の実施につきましては、今後、福祉施

策の充実を図る中で、その必要性について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安村 政治君） 7 番、田中健次議員。

○7 番（田中 健次君） それでは、市長の御答弁に対する再質問になりますけれども、昨年 8 月からサポーターの派遣事業ということがありましたけれども、サポーターの派遣事業そのものは以前からあったと思うんですが、それで、1 年前の一般質問のときには、サポーター支援事業というのがあるけれども、予算未執行の事業になっていると。結局利用する方がなかったと。令和 3 年度、4 年度ともなかったと。その前でも僅かな件数だということですが、このサポーター派遣事業というのは、新しくまた充実されたわけですか。それとも、ちょっと詳しい中身の御報告をお願いしたいと思います。あわせて、昨年 8 月からということで、どれぐらい利用者がそれではあったのか、お答え願いたいと思います。

○議長（安村 政治君） 福祉部長。

○福祉部長（藤井 一郎君） お答えいたします。

サポーター事業につきましては、令和元年度、2 年度とやっております。それで、3、4、5 と休止をしております、6 年度にまた新たに関係事業所に委託をしまして実施をしているところでございます。人数でございますが、実人員としては、1 人の方に対して行っております。

以上でございます。

○議長（安村 政治君） 7 番、田中健次議員。

○7 番（田中 健次君） 昨年 8 月からというより、サポーター派遣事業ということが、なかなかこれが定着しないということかということじゃないかと思います。

それで、昨年の 12 月に、議員に対してはパブリックコメントということで、防府市こども計画の案が示されて、これについて市民の方から意見は出されなかったようですが、これを見ると、ひきこもりについて、基本目標 3 のところの 4、青少年の非行・被害防止や自立を支援します、それから、そここのところにひきこもりサポーターの派遣ということが出てまいりますが、基本目標の指標として、現在地ということで、ひきこもりの相談等支援ということで、令和 6 年度、最終的に変わるかもしれませんが、昨年の 12 月のときに示された資料では 11 人と。これを令和 11 年度までには倍増させたいというようなことですが、ちょっとこの人数が、防府市では潜在的に 1,300 人いると先ほど市長が答弁されましたが、そういうことでいけば、全然受皿になってないというのか、救おうという体制になっていないという結果がこういうふうに示されているんじゃないんかと思うんですが。そういう意味で、今度、保健所と一体的にと言いますが、その保健所のところに

何かそういう看板、ひきこもり相談だとかいうような話の看板を出すだとか、そういうようなことでも何かあるわけでしょうか。今まででも比較的近いところにあったわけですよね、歩いて5分以内のところ。今後はもう一、二分で行けるところになりますけれども、そういったところでそういう対応が今まで以上にできるのか、ちょっとその辺についてお答え願いたいと思います。

○議長（安村 政治君） 福祉部長。

○福祉部長（藤井 一郎君） お答えいたします。

実際にこの11人というのは、議員おっしゃるように、大変少ない数字ではあるとは思いますが。この原因といたしましては、やはりひきこもりの方、また、御家族の方がどこに相談に行ったらいいのかというのがよく分かっていらないというのがどうも現状であるようでございまして、それを今後、周知を積極的に行いまして、目標値に近づきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（安村 政治君） 7番、田中健次議員。

○7番（田中 健次君） そのためには、しっかりと看板を掲げた拠点施設がやっぱりないと駄目だと思うんですよ。それで、私どもが1月に行った東海市のひきこもり支援センター、ほっとプラザというんですが、ここは、東海市の人口は防府市とほぼ同じぐらいで、来所実人数が108人で、これは令和5年度ですが、延べ人数が2,738人というような数字をいただいております。それから、全く同じような形の比較はできないんですが、議会の教育民生委員会が令和5年10月に伺った岡山県の総社市ですけれども、そこは、民生委員さんとか、いろんな方をお願いして把握できた当事者の数が、当初は207人と。現在は、400名を超えている人を把握していると。その方たちがみんな相談に来られるわけじゃないんですが、207名のうち、センターの相談につながった方は20名から30名おられると。総社市の人口は、防府市の半分です。

もう一つ言いますと、令和元年度にも教育民生委員会の視察で、大阪府の枚方に行っております。枚方は人口40万ですから、人口でいけば4倍近いわけですが、そこの相談件数は2,466件で、実相談は247件と。だから、これぐらいの相談を受けないと、本当に相談を受けるということにならないんですよ。結局知らなかった、周知が足りない、あるいは、市民の方が知らないということですから、何らかのそういった拠点施設を造らないと、これは、このひきこもりの支援というのが、家族が例えば隠すというようなこともあります。それから、本人がある意味では引きこもっているわけですから、行くということもなかなか難しい。それで、東海市ではLINEの相談というのを週に1回、時間を

限ってされているそうですが、LINEの相談ですから、相手の顔が見えないので、そのときには相談員さんが2人張りついて、一人の相手にこういう返し方でいいのかということも話しながら。しかし、LINEですから、LINEの相談に時間をかけるわけにもいかないという形でやっておられるという大変難しい話もお聞きしましたがけれども、そういった形で市が何らかの関わり方をすべきだというふうに思います。

当面、今のこども計画には、7年度から5年間そういった拠点施設造るという話は書いてありませんけれども、それを理由に5年間やらないという理屈づけにはならないと思いますので、この辺はぜひ前向きに考えて、途中で計画というのは修正されることはあり得るわけですから、お願いしたいと思います。ここまでで何か市長から御意見があれば、お伺いしたいと思いますが。

○議長（安村 政治君） 市長。

○市長（池田 豊君） 先ほどの御答弁で申し上げましたけれども、ひきこもりというのは大変な問題で、また、なかなか対処のしようが難しいようなところでございます。対象者がよく分からないとかいう面がありますけれども、先ほども答弁申し上げましたように、今回、保健所が一緒の建物というか、来ますんで、改めまして県のほうのひきこもり地域支援センターとも連携しながら、防府市らしい取組をいかにしたらいいかということを検討していきたいと考えております。

○議長（安村 政治君） 7番、田中健次議員。

○7番（田中 健次君） 分かりました。ぜひそういう形でよろしくお願いしたいと思います。

それで、もう一つほどぜひこの点を、担当部のほうにぜひ考えていただきたいということで、一つ質問をいたしますが、1月に調査に伺った東海市、ここは、市民からひきこもりの相談を受ける中で、ひきこもり相談を受けるという法的・制度的根拠は存在しないけれども、取組が必要な社会問題だと、こういうふうに捉えて取り組まれたわけです。市や社会福祉協議会には、相談に応じるスキルだとか、支援のための社会資源がないため、これは隣接する名古屋市のひきこもり支援の実績があるNPOから相談員の派遣を受けて、先ほど申し上げたほっとプラザを開設して、相談支援と居場所支援を常設化して、家族会の開催などを始められたと、こういうことでございます。それで、防府市にもやっぱりそういった意味のスキルだとか、社会的資源というのが、ゼロとは申しませんが、そんなに十分ではないんじゃないかと思います。事業を進める際には、こうした専門性のある組織だとか、援助を受けることが大事になると思います。そういったノウハウだとか、実績のある方ですね。県内では、山口大学医学部の教授がかなりもう全国的に有名になっ

ておって、昨年ありました厚生労働省の市町村職員を対象とするセミナーで、ひきこもり支援の基調講演などされております。そして、その方が宇部市、山陽小野田市、山口市、そして、周南市などにもいろいろと協力をされておるようです。防府市もこのような専門性のある方の援助を仰ぐべきだと思いますが、この点いかがでしょうか。

○議長（安村 政治君） 福祉部長。

○福祉部長（藤井 一郎君） お答えいたします。

本市では、県のひきこもり地域支援センターをはじめとした関係機関と連携を取り、専門的なノウハウの共有や情報交換を行いながら、効果的な支援を行えるよう取り組んでいるところでございます。ひきこもり支援に関する専門的な知識や豊富な経験をお持ちの方や、NPO法人等の知見につきましても、今後の本市の支援体制の充実を図る上で大変重要であると認識しております。そのため、必要に応じて、そういった知見をお持ちの方々から御助言をいただくなど、より効果的な支援の在り方を検討してまいりたいと考えております。

○議長（安村 政治君） 7番、田中健次議員。

○7番（田中 健次君） 先ほど申し上げた山口大学の先生は、去年の私の一般質問の前に、市の社会福祉協議会がする講演会でも話されましたが、若干防府市と細かなところで齟齬があるようでした。ぜひその辺のところは、克服していただきたいと思います。

それで、最後に、このことをちょっと要望しておきたいと思うんですが、厚生労働省が10年、15年ぶりに新たなひきこもり支援の指針を自治体に周知ということで、各都道府県市町村ひきこもり支援担当部長殿という形で、1月の31日、厚生労働省社会・援護局地域福祉課長の名前で文書が出されております。ひきこもり支援ハンドブック～寄り添うための羅針盤～というような形で、140ページぐらいあるものですが、その半分が事例の紹介で、こういう形でというふうに出ています。それで、その中で一つ、私は見なくちゃいけないと思うところは、15年前に、2010年（平成22年）に新ガイドラインという形で、その前に旧ガイドラインもあったんですが、ひきこもりの評価・支援に関するガイドラインという新ガイドラインがつけられました。ところが、新ガイドラインとは異なる考え方と支援が民間団体やNPO法人で取り組まれて、社会的評価や一定の成果を得るという状況にありましたと。いわゆる8050問題と言われる高齢者の親と高齢化した子どものひきこもり支援の必要性が、介護保険分野や高齢者福祉分野から発信と問題提起が行われるようになりましたと。新ガイドラインに示されている定義や支援の在り方を超えて、ひきこもり支援は多様性を帯びるようになったと。こういうことがはじめに書いてあるんですが、そういう形で、今年になって前からの研究でこういうものが出された

みたいですが、それで、1月の31日にこの新たな指針というべきひきこもり支援ハンドブックというものが国から示されているわけです。その中では、これまでが医療モデルであったと。これを社会モデルに変えていくことが必要だと。医療モデルというのは、ひきこもりということが個人、当事者だけの問題で、それを精神面だとか、いろんな形で克服していくということですが、そうではなくて、その人とその人を取り巻く環境、社会との関係性上に問題があって、環境、社会の調整によってその問題を改善するという考え方方法だと。こういうふうに厚生労働省はひきこもりの考え方を変えていったというふうに書いてあります。

そうになってまいりますと、要するに、居場所づくりということが非常に大きな課題になるんだと思います。周りとの関係性ということですから、その個人を何か治療するというだけで済まない、そういう形になってきているわけです。そういったことをぜひ考えて、ぜひともやっぱり居場所づくりをするべきだということを意見と申し上げますので、その辺じつくりと、新しい国のハンドブック、まだ1月の終わりに出たばかりですので、私も拾い読みしかしておりませんので。ですが、ぜひ取り組んでいただきたいということを要望して、この項の質問を終わりたいと思います。

それで、質問の2つ目、第2は、市の公共施設のユニバーサルデザインについてであります。

ユニバーサルデザインとは、山口県のホームページでは、高齢者や障害のある人などを含み誰もが始めから利用しやすいように、施設、もの、サービスなどに配慮を行うという考え方で、全ての人のためのデザインとも言われますと記載されております。

この考えに基づいて、山口県福祉のまちづくり条例が施行され、条例の施行について必要な事項は、山口県福祉のまちづくり条例施行規則に定められています。この条例においては、構造等基準、公共的施設の新築等の際の努力義務、特定公共的施設の新築等の際の適合義務を定めています。県では、事業者、設計者などに条例を理解してもらうため、山口県福祉のまちづくり条例設計マニュアルを作成されて、ホームページで公表をされております。この設計マニュアルにおいては、構造等基準、設計標準、望ましい配慮の3段階で、建築物等のバリアフリーについて定めております。

構造等基準は、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、障害者等が公共的施設を円滑に利用できるようにするために必要な構造及び設備の整備に関する基準であって、条例施行規則で定められており、市の公共施設はこれに適合しなければなりません。

次の段階の設計標準についてですが、構造等基準だけでは高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児を連れた人、けがをしている人などへの配慮としては、決して十分であるといえない



ため、さらにユニバーサルデザインの観点から、標準的に整備すべきと考えられる整備水準について、これを設計標準として整理したものであります。

望ましい配慮は、構造等基準や設計標準を超える、より望ましい整備標準や、利用者等からのヒアリングにより得られた知見、意見を整理したものであります。こうした形で、3段階の基準が示されています。

そこで、1つ目の質問ですが、市の公共施設においてバリアフリーとするため、どの段階までの整備を考えられているのか。この構造等基準は適合しなければならない義務的なものですが、その次の設計標準あるいは望ましい配慮、こういったことについてどういうふうに考えているのか。これは施設の種類によっても異なるということがあるんだろうと思うんですが、こういった点についても執行部の御見解をお伺いしたいと思います。

2つ目の質問は、各論的な話になりますが、公民館の手すりに関するものであります。設計マニュアルの手すりの箇所を見ると、設計標準として廊下等には手すりを設けますと、こういうふうに記載されております。ところが、近年に建設された公民館には、廊下に手すりがありません。ある高齢の市民の方から、新しくできた公民館の廊下に手すりがなく、歩くのに不自由で、手すりを設置してほしいとの声をいただきました。設計マニュアルの趣旨にのっとれば、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児を連れた人、けがをしている人などへの配慮として、公民館は手すりを設置すべきではないかと考えますが、執行部の御見解をお伺いしたいと思います。

○議長（安村 政治君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（石光 徹君） 田中議員の市の公共施設のユニバーサルデザインについて、2点の御質問にお答えします。

1点目の市の公共施設をバリアフリーとするため、どの段階までの整備を考えているのかについてです。

公共施設の整備に当たりましては、高齢者や障害者をはじめ、全ての人が施設を円滑に御利用いただけるよう、山口県福祉のまちづくり条例に基づき、基本的な整備水準として構造等基準への適合が求められるとともに、より円滑に利用できるようユニバーサルデザインの観点から整理された設計標準や、さらに一歩進めた望ましい配慮の各整備水準が県により示されています。

市では、基本的な水準として、この構造等基準を満たすよう設計するとともに、各施設の必要性に応じて設計標準の水準に該当する、車椅子同士がすれ違えるよう廊下の幅を1.8メートル以上とする構造の採用や、望ましい配慮の水準に該当する、スロープの手すりの二段階化なども取り入れ、バリアフリーに努めているところでございます。

また、施設により異なるのかとの御質問でございますが、どのような方が御利用されるかにより、必要とされる構造設備等の水準も異なります。今後、建設を予定しております公民館や障害者福祉施設等で、構造等基準を満足した上で、それぞれの利用者に対応した設備を検討してまいります。

次に、２点目の公民館の廊下への手すりの設置についてです。

公民館の整備につきましても、スロープや階段、トイレ等に手すりをつけ、構造等基準を満たすとともに、近年建設した小野公民館では、地域の住民との協議を行う中で、車椅子同士がすれ違えるよう廊下の幅を広くするなど、バリアフリーに十分配慮し、整備を行ってきたところでございます。現在建設している牟礼公民館や、今後建設する公共施設につきましても、手すりに限らず、必要な施設を必要な箇所に設置し、地域の方が一番御利用しやすいよう整備することとしております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安村 政治君） ７番、田中健次議員。

○７番（田中 健次君） 構造等基準にプラスして、望ましい配慮あるいは設計標準をしているものもあるということですが、それは何かある程度その場その場の対応ではなくて、内部的に一定のそういったものをつくっておるのか、この辺についてはいかがですか。

○議長（安村 政治君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（石光 徹君） こういうものを造るときには、地域の方々の御意見を聞いて造っているわけですが、主に地域の住民の方からの要望の中でそのようなものを取り入れて建設のほうを進めております。

以上です。

○議長（安村 政治君） ７番、田中健次議員。

○７番（田中 健次君） 例えば、向島公民館は、どちらかというと、旧来の部屋の配置のような形の公民館であったんですが、小野公民館はかなり開き戸が大きく造ってあって、そのほうが使いやすいという形のことなのかとも思うんですけども、そういう形で、向島公民館であれば手すりをつけられるところがあるけれども、小野公民館はちょっと手すりをつけにくいというような、現地を見て、そういう感じも受けたんですけども、例えば、障害者の関係の施設、それから、公民館のような施設には、例えば、さっき言った車椅子の関係で、車椅子がすれ違えるだけのものを確保するだとか、そういった一定のものを内部的につくっておかないといけないような気がするんですが、今、県が示しておる条例に基づくマニュアルは、これは民間が設置する公共的な建物についても、それをやるような形になっています。それは、ただ、市が造るものについては、もうちょっとそれより

も厳しくというのか、市民のことを考えてすべきだと思うんですが、そういった施設の種別ごとにある程度のものをガイドラインのような形でつくっておくべきだと思うんですが、その辺はどうですか。

○議長（安村 政治君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（石光 徹君） 今、ガイドラインのようなものをつくっておけばという話ですけども、実際につくるほうとすれば、より使われる方の意見をたくさん取り入れるべきものは取り入れて造りたいというふうに考えておりますので、そういうもののマニュアル化まではちょっと不要かなというふうに思います。

以上です。

○議長（安村 政治君） 7 番、田中健次議員。

○7 番（田中 健次君） 今の構造等基準にプラスして、最低限これぐらいはというものを、例えば、小野で議論があったことをある程度一つのものにするだとか、それをよその公民館でも、よその公民館ではその要望がなかったから、それをしないということにはならないと思うんですよね。だから、そういう意味のものを内部的に私はつくるべきだということを、意見として申し上げておきます。

それで、具体的な話ですけども、やっぱり公民館は、今、障害者の施設を牟礼のほうで造るような基本計画がありますが、そういったところなどは、例えば、手すりが必要になるだとか、あるいは、公民館も階段とかスロープ以外にも廊下にもそういうものをつけるということが必要だと思うんですが、この辺についてはそういうふうになっていくんですか。それとも、今あるものは別にして、今後建設する予定の、今、牟礼だとか、そういうところはそういうふうな設計になっておるのでしょうか。

○議長（安村 政治君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（石光 徹君） 設計の詳細まではちょっと記憶していないのであれなんですけれども、その施設に必要な設備については、つけていきたいという考え方で行いたいというふうに思います。

以上です。

○議長（安村 政治君） 7 番、田中健次議員。

○7 番（田中 健次君） 市民の方からそういったような声も出されておるわけですから、ぜひその辺を検討いただきたいと思います。

例えば、新潟県の上越市ですが、公共建築物ユニバーサルデザイン指針ということで、上越市は中核市ですから、市独自でつくられたと思うんですが、令和4年4月改正のこの指針では、基本事項と推奨事項という形でハード面の分類をされております。基本事項は、

整備がなされていないと施設利用が困難である、必ず守る事項というふうに書いてあります。それで、全体共通ということで、手すりについては通路・廊下に連続的に設置すると。上越市はこういう形で、通路や廊下には連続的に手すりを設置するんだというふうにしております。これは一例なんですけれども、それで、これは推奨事項という形ですけれども、手すりが二段の場合にはどうする、基本的な事項として、例えばこういうふうにしています。こういった市もあるわけですので、今後の公民館等の建設に当たっては、こういった手すりのほかに、ドアの開け閉めのところに片手で支えるような、そういったものがあるといいだとか、そんなことも言われておりますので、そういったことまでひっくるめて、ぜひ改めて洗い出して検討いただきたいということをお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（安村 政治君） 以上で、7番、田中健次議員の質問を終わります。

---

○議長（安村 政治君） 次は、4番、原田議員。

〔4番 原田 典子君 登壇〕

○4番（原田 典子君） 「日本共産党」の原田典子です。防府市民の命と暮らしを守る立場から、通告に従いまして、大きく4つ質問させていただきます。誠意ある御回答をよろしくお願いいたします。

初めは、福祉についてであります。

地域包括支援センターの業務について現状を把握し、配置基準の見直しや処遇改善への市のお考えを伺いたいと思い、質問いたします。

地域包括支援センターは、在宅での高齢者の生活には欠かせない役割を担っています。昨年12月議会で、高齢者の方への介護相談について私が質問をいたしました。介護相談があった場合に、相談者への対応はどのようにされているのかと質問したところ、市の答弁では、市役所を含めた5か所の地域包括支援センターが対応しており、年間1万件以上もの相談を受けているとの回答がありました。私は、その1万件以上という数字に驚きました。

そこで、このたび、全ての地域包括支援センターに、現状についての聞き取り調査を行いました。その声としては、人数が足りない、プラスアルファが欲しい、多岐にわたる業務をこなしている、忙しすぎて、本来の予防への関わりや要支援のマネジメントが手薄になっているなどです。設置より19年が経過し、高齢化の加速と家族形態の変化により相談件数は増加をしています。相談内容も様々で、委託を受けたときより圧倒的に業務量が増えているとのことでした。

まず初めにお聞きいたしますが、地域包括支援センターに寄せられる実際の主な相談内容と、仕事が複雑で深刻になっている現状についての市の認識を伺います。お願いいたします。

○議長（安村 政治君） 4 番、原田議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 原田議員の福祉についての御質問にお答えいたします。

私は、第 5 次の防府市総合計画におきまして、健やかな暮らしを支える福祉のまちづくりを重点目標に掲げ、市民の皆様が生涯を通じて健康で生き生きと暮らせるよう、地域福祉の充実に努めているところでございます。

議員御案内のとおり、地域包括支援センターにつきましては、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が続けられるよう、身近な相談窓口として、市の高齢福祉課にあります防府市地域包括支援センターに加え、市内の東西南北の 4 圏域に各 1 か所ずつ、計 5 か所に設置しております。この地域包括支援センターには、保健師、社会福祉士等の専門職を国の人員配置基準に基づいて配置しており、生活上の心配事や介護に関する幅広い相談に応じ、必要な支援を行っているところでございます。また、防府市地域包括支援センターは、市内 4 か所の地域包括支援センターの後方支援や地域のネットワークづくりなど、地域包括ケアシステムの推進に向けて基幹的な役割を担っております。

それでは、まず、お尋ねの地域包括支援センターに寄せられる主な相談内容についてです。相談内容につきましては、介護についての相談が一番多く、次いで認知症、そして、介護予防や生活支援サービスについての相談が多い状況にあります。

次に、業務が複雑化、深刻化している現状に対する市の認識についてです。本市におきましては、要介護リスクが高くなる 75 歳以上の後期高齢者人口の増加に伴いまして、今年度の相談件数は昨年度を既に上回っており、対応する職員の負担は重くなってきております。

また、地域のつながりや家族関係が希薄化していることもあり、認知症高齢者の御近所トラブルや、身寄りがなく生活に困窮している方の相談、高齢者虐待の通告等、相談内容も複雑化、深刻化しており、より専門的な対応が望まれております。

そのため、職員の負担を軽減し、より専門的な相談にも対応できますよう、新年度、令和 7 年度から、新たに各地域包括支援センターに認知症地域支援推進員の配置を進め、センターの機能強化に努めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（安村 政治君） 4 番、原田議員。

○４番（原田 典子君） 御答弁いただきありがとうございます。相談内容としては、介護全般、認知症、そして、私も聞き取りを行った中では、高齢者虐待の相談なども増えているとお聞きしています。現状についての認識について、市長から重くなっているとの御答弁がありました。

地域包括支援センターの設立当初の役割は、高齢者の生活支援と介護予防、権利擁護でした。２０２３年からは地域包括ケアシステムの導入が始まり、より包括的な支援の中心的役割を担うようになりました。

また、防府市独自の取組で、自立支援コーディネーターも１名配置をして、高齢者それぞれに応じた自立支援を目指し、月１回の幸せます地域ケア会議の開催に関わっているとお聞きしています。設置当時よりも多くの業務に追われている割に、現状として委託料は以前と変わらずそのままであり、職員の処遇が見合っていない状況なのではないかと懸念しています。

地域包括支援センターは、自治体に設置義務があります。本来、市がやらなければならない重要な仕事を担っていただいております、求められる業務量が年々増えています。市として独自の事業もあり、委託の職員に負担がかかっている現状を知っておられるとのことでした。

そこで、再質問いたします。配置基準を見直して職員体制を強化する必要があると思いますが、いかがでしょうか。また、委託料の見直しをすることや、職員の改善を図ることも必要だと思いますが、市のお考えをお聞かせください。

○議長（安村 政治君） 福祉部長。

○福祉部長（藤井 一郎君） お答えいたします。

本市の地域包括支援センターの職員については、市長が答弁いたしましたとおり、国が定める基準に基づいて配置しております。また、新年度には、各地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、体制を強化することとしております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安村 政治君） ４番、原田議員。

○４番（原田 典子君） 今の御答弁ですけれども、地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置とのことですが、これも委託のほうから出すということによろしいでしょうか。

○議長（安村 政治君） 福祉部長。

○福祉部長（藤井 一郎君） 別立てで御用意をさせていただいております。

○議長（安村 政治君） ４番、原田議員。

○４番（原田 典子君） 御答弁ありがとうございます。令和７年度から始まるであろう認知症総合事業、認知症地域支援推進員についてが気がかりでした。市が責任を持つということで、安心いたしました。再度、先ほどの市として独自の取組をしていただけるようにも、人員配置の見直しや委託についての見直しもお願いしたいと思います。介護問題について多くの課題がありますので、今後とも取り組んでまいりたいと思います。

１つ目の質問を終わります。

次に、学校教育についてです。

１、小学校の防災訓練の在り方について。

防災訓練の本来の在り方に照らした自衛隊参加の是非について質問いたします。

昨年１１月に華城小学校、今年の１月には中関小学校での避難訓練で、警察と消防、そして、防府に基地を置く航空自衛隊が参加をしています。当日は、地震を想定した避難訓練に加えて、防災学習と称して、体育館では消防の救急救命講習、運動場では警察車両、消防車両、自衛隊車両の展示、児童が車両に乗る体験をしたとのことでした。防災学習の最後には、自衛隊ヘリによる人命救助の見学もあり、中関小学校では保護者、地域の方だけでなく、向島小学校の児童や保育園・幼稚園児も参加をしています。

そこで質問いたします。本来の小学校の災害訓練の在り方と、このような災害訓練に至った経緯を教えてください。また、安全対策にどのように取り組んでいたかお聞きいたします。

以上、３点についてお答えをお願いいたします。

○議長（安村 政治君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長。

〔教育長 江山 稔君 登壇〕

○教育長（江山 稔君） 原田議員の学校教育についての御質問、小学校の防災訓練の在り方についてお答えします。

私は、自然災害が増加している昨今、子どもたちが自らの命を守ることはもとより、周囲の人や社会の安全に貢献することができる防災対応能力の育成に向けて、防災訓練を実施することは大変重要であると考えております。

防府市内の各小・中学校では、年に複数回、防災訓練を行っております。防災訓練では、避難の訓練だけでなく、災害や防災についての理解、危険予測、危険回避などについて学習しております。また、山口県教育委員会では、実施の効果を高めるために、防災の専門家の活用、体験学習、地域の防災活動との関連づけなどが推奨されています。本市でも昨年度、小野地区において、地域住民と協力した防災キャンプを行っております。

今年度、華城小学校、中関小学校では、地域からの要請により、消防、警察、防災士、

自衛隊と連携した防災訓練を実施しました。訓練の中では、消防、警察、自衛隊による救助活動の見学や、救急蘇生法の体験などをしました。

訓練後の児童の感想には、地域には自分たちを支えてくれる人がいることが分かった、人を助けることの大切さを感じたなどがあり、防災の専門家の活用、体験学習、地域の防災活動との関連づけにより、自分のみならず、周囲の人や社会の安全に進んで協力する意識の高まりが伺えました。

また、消防、警察、自衛隊による救助活動の際、児童はヘリコプターの飛行を校舎内から見学したり、車両は児童から離れたところを走行したりするなど、安全性の確保にも努められました。

教育委員会といたしましては、今後も地域と連携した防災訓練を進めていくことで、子どもたちが自らの命を守る、そして、周囲の人や社会の安全に貢献する、いわゆる自助・共助・公助の意識を高めることを目指してまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安村 政治君） 4番、原田議員。原田議員、2番目の質問はいいんです。

○4番（原田 典子君） 一つずつで、すみません。

○議長（安村 政治君） 2番までしてもらいたいんですけども。

○4番（原田 典子君） じゃあ、どうしましょうか。2番までを今から言う感じでよろしいですか。

○議長（安村 政治君） はい。

○4番（原田 典子君） すみません。今、御答弁いただきましたけども、じゃあ、ちょっと違う種類の問題ではありますが、2番のほうも伝えさせていただきます。申し訳ございません。

2番のほうは、中学校の修学旅行における大阪万博見学についてであります。

ここでは、修学旅行の安全対策と大阪万博見学選定の経緯についてを質問いたします。

近年、防府市の中学校の修学旅行の行き先として、京都・大阪・奈良と、関西方面を希望する学校が多くなっています。今年は大阪万博が開かれていることから、その見学を予定している中学校が4校あるとお聞きしました。

大阪万博について調べてみたところ、万博の会場である夢洲は、もともと廃棄物処理最終処分場でした。昨年の3月に工事現場で、溶接の火花がメタンガスに引火して爆発する事故が起きております。事故現場はトイレ予定地で、付近には受付ゲートや飲食ブースなどが予定されており、来場した人が多く立ち寄る場所となっています。また、夢洲のアクセスルートは橋と海底トンネルしかないので、災害時にはどちらも使用不可となる想定で



す。例えば、万博開催中に南海トラフ巨大地震が発生した場合に、安全確認ができるまで主要アクセスの橋は通行できず、孤立することとなります。3日間の食料の備蓄があるとは聞きますが、そこに酷暑が加わった場合には、熱中症患者がとてつもない数になるおそれもあります。修学旅行の前には、行き先が子どもたちにとって安全であり、見学にふさわしいかを見極めをするために、下見に行くことが原則であるとは伺ってはいましたが、今、開催されておらず、下見をすることはできません。

そこで、このたびの修学旅行における安全対策について、本市がどのようにお考えかをお聞きいたします。追加でお願いいたします。

○議長（安村 政治君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長。

〔教育長 江山 稔君 登壇〕

○教育長（江山 稔君） 原田議員の中学校の修学旅行における大阪万博についてお答えいたします。

私は、日常とは異なる環境の中で集団生活の在り方や公衆道徳を実践的に学ぶことに加え、訪れる場所の歴史・文化や自然などに触れ、教室では体験できない貴重な学びを得られる場として、修学旅行の教育的意義は大変大きいものであると認識しております。

議員御質問の安全対策についてお答えします。

公益社団法人2025年日本国際博覧会協会は、オンライン説明会を開催し、その中で出された質問や要望を受け、熱中症や移動時の混乱等、安全対策について情報提供を行っております。

教育委員会といたしましては、万博訪問の有無にかかわらず、修学旅行承認書で行き先を把握し、各種安全対策について注意喚起を図っていきます。また、子どもたちにとって学びが大きいだけでなく、安全で安心な修学旅行となるよう、引き続き旅行業者との密な情報共有についても、各校へ指導してまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安村 政治君） 4番、原田議員。

○4番（原田 典子君） 御答弁ありがとうございます。1の質問で、3点についてお答えいただきました。小学校の防災訓練は、自然災害やその他の緊急事態に備えて、児童と教職員が安全に行動できるようにするための重要な活動とのことでした。安全対策についても、ヘリコプターとの距離はしっかりと保っていたとのことをお聞きしました。しかし、ヘリコプターが来て訓練をすることは、まれなことだと思います。万が一の事故に備え、緊急時の対応計画など明確にしておくことが重要となると思います。

そこで、再質問させていただきたいのですが、このような災害訓練に至った経緯はどの

ようなものか教えていただけますでしょうか。

再質問をちょっとまとめます。1つ目については、このような災害訓練に至った経緯を教えていただきたいと思います。

それから、2番のことについて申し上げます。安全性については、オンラインなどでも安全対策について分かるとのことでした。しかし、安全対策は、旅行会社任せにはしないでいただきたいと思います。この大阪万博については、様々な問題が上がっています。昨年は、大阪府知事が20億円の税金で子どもを万博に動員する、無料招待したことで、学校現場や父母からの不安、疑問の声が上がり、多くの自治体が学校単位では行かないことを決定しています。安全面での確保ができないことも、理由の一つであると思います。

そこで、こちらの再質問をいたします。県から万博を見学を推奨するような通知があったのでしょうか。市教委として万博を選定先とするかの議論も行われたのでしょうか。お答えいただきたいと思います。お願いいたします。

○議長（安村 政治君） 教育長。

○教育長（江山 稔君） 3つほど質問されたと思います。お答えいたします。

まず、どのような経緯で一緒に訓練をするようになったかというのは、先ほど答弁いたしました。地域からの要請により、消防、警察、防災士、自衛隊と連携した訓練をしたということで、地域と共にやることですので、こちらとしてはいいことだと思っております。自衛隊もありますし、警察も消防も来て、それぞれの役割を果たした中で、子どもたちに動きを見せて、先ほど申したように子どもたちの学習効果が非常に高いものがありましたので、そういった経緯で行っております。また、終わった後に、学校だより等でも、地域にもそれを学校のほうは実際伝えることをしております。

また、大阪万博ですが、県から推奨する通知があったのかということですが、県からは、修学旅行等における万博の活用について情報提供はございましたが、推奨するような通知文は受けておりません。行き先については、もう学校のほうが保護者等と一緒に、一緒にというか、相談をしながら決めるものですので、それで決定したものでございます。

以上です。

○議長（安村 政治君） 4番、原田議員。

○4番（原田 典子君） 御答弁ありがとうございます。小学校の災害訓練に自衛隊が参加することについては、よいことだという御答弁をお聞きしました。しかし、小学校の防災訓練に自衛隊が参加する事例については、賛否が分かれると思います。参加がよくないとされる理由としては、教育的影響の面で、自衛隊の参加により、子どもたちが軍事的な存在や武力行使のイメージを持ちやすくなる可能性もあります。平和教育の観点から、軍

事的な影響が与えられることは望ましくないとされるとは考えられませんか。このようなことから、小学校の防災訓練に自衛隊が参加することには慎重な考慮が必要だと思います。お伝えしておきます。

もう一件の修学旅行について、県からの推奨するような通知はなかったとのことでした。選定先もアンケートで行ったとのことでした。修学旅行では、危険な状況に陥ることもあり得ます。しかし、その確率をできるだけゼロにするよう努力するのも、教員の役割だと思います。安全面でのことは軽視しないでいただきたいと思います。

修学旅行は、生徒たちにとってかけがえのない貴重な思い出となる有意義な教育活動であるため、教育的意義や児童・生徒の心情等を考慮するとしています。しかし、教員にとっては気の休まるときがない課外授業となります。安全第一で計画をしているということであれば、行き先の変更なども視野に入れていただけたらと思います。各学校や学校設置者において判断していただくものかもしれませんが、どうか安全を第一に考えていただけますよう、重ねて要望いたします。

教育についての質問を終わります。

続けます。带状疱疹ワクチンについてです。

近年、任意接種での带状疱疹ワクチンの接種費用の助成を行う自治体が増えており、喜ばれていることから、この質問を取り上げました。令和5年には防府市議会でも、ある議員がこの質問を行い、そのときの市の答弁では、国の動向を注視するとのことでした。

加齢やストレスなどで免疫力が低下した際に、皮膚や神経に炎症を起こす带状疱疹は、幼少期にかかった水ぼうそうウイルスが再活性化し、50歳以降に激しい痛みを伴って発症することが多いとされています。50歳代からの発症率が高くなり、80歳までに3人に1人が発症し、その中で約2割の方が、痛みが3か月以上続く带状疱疹後神経痛になるとも言われています。带状疱疹の発症及び重篤化を予防するためには、带状疱疹ワクチンの接種が必要となっています。次年度より国における予防接種法に基づき、65歳以上の方の带状疱疹ワクチンの定期接種が開始となり、防府市でも7割を公費負担するとのこと、本人は3割ということになります。

そこで、お伺いします。対象者や公費負担の回数、開始時期、接種場所の制限、例えば、市外の医療機関でも可能かなど、具体的なお伺いいたします。

○議長（安村 政治君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健こども部長。

○保健こども部長（石丸 典子君） 原田議員の带状疱疹ワクチンについての御質問にお答えいたします。

带状疱疹は、水痘と同じウイルスが再活性化することにより、神経に沿って痛みを伴う

水疱が現れる皮膚の病気です。合併症の一つに、皮膚の症状が治った後にも痛みが残ることがあり、日常生活に支障を来すこともあります。

带状疱疹ワクチンにつきましては、定期接種化を早期に実現していただくよう、これまでも山口県市長会を通じて国や県へ要望をしておりましたところ、議員御案内のとおり、本年4月1日から带状疱疹ワクチンの予防接種が、法に基づく定期接種の対象となりました。

本市におきましても、4月1日より接種を開始いたします。対象者は、その年度に65歳になる人及び、60歳以上65歳未満の人で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害を有する人となっております。また、令和7年度から11年度までの5年間の経過措置として、その年度内に70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳の方も対象となっており、100歳以上の方につきましては、7年度に限り全員対象となります。この経過措置により、11年度には65歳以上の全ての方が接種の対象となります。

なお、本年4月1日以前に任意接種をされた方は、原則対象外となっております。

ワクチンは、生ワクチンと組換えワクチンの2種類があり、接種方法や回数、自己負担額などが異なります。生ワクチンは、皮下に1回の接種で2,660円、組換えワクチンは、筋肉内に2回接種することとなっており、1回6,620円を予定しております。また、県内の医療機関で接種ができ、市内では現在45か所の医療機関を予定しております。

なお、事前に市保健センターで手続きをすることにより、県外の医療機関での接種も可能となります。

市民の皆様には带状疱疹ワクチンを正しく理解し、安心して接種していただけるよう、接種方法やワクチンの効果、副反応などの情報について対象者へ個別に案内するとともに、市広報やホームページなどで広く周知してまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安村 政治君） 4番、原田議員。

○4番（原田 典子君） 御答弁ありがとうございます。ちょっと聞き漏らしてしまったんですけども、公費負担の回数は1回、2回というのはお答えになっていただいたのでしょうか。すみません。

○議長（安村 政治君） 保健こども部長。

○保健こども部長（石丸 典子君） ワクチンが2種類ございまして、生ワクチンの場合は1回の接種なので、その1回につき2,660円。これは自己負担ですけれども、なので、あと7割は市のほうで負担します。組換えワクチンのほうは2回接種することになっ

ており、1回自己負担が6,620円で、2回接種なので、2回分を補助することになります。

○議長（安村 政治君） 4番、原田議員。

○4番（原田 典子君） ありがとうございます。よく分かりました。接種場所の制限としても、県外でも可能ということによろしいということをお聞きしましたが、よかったですか。

○議長（安村 政治君） 保健こども部長。

○保健こども部長（石丸 典子君） お答えいたします。

県外で接種御希望の方は、事前に市の保健センターでの手続をしていただくということになります。

以上です。

○議長（安村 政治君） 4番、原田議員。

○4番（原田 典子君） 何度もありがとうございます。带状疱疹は50歳以上の方に多く発症するため、带状疱疹ワクチンの任意接種の対象とされていました。そのデータとして、2009年から2015年までに宮崎県内の医療機関を受診した带状疱疹患者3万4,877人を対象とした宮崎スタディと呼ばれる大規模疫学調査があります。そのデータによりますと、発症率は50代から増加し、70代でピークになるということです。

また、若い年代にも珍しくない病気です。一つの例として、カナダのジャスティン・ビーバーという方がいますけれども、ジャスティン・ビーバーさんは現在31歳ですが、2022年に带状疱疹を患ったことを公表しました。彼のケースでは、带状疱疹によって顔面神経に影響が及び、ラムゼイハント症候群と呼ばれる状態が併発したことが報告されました。これは、顔の筋肉を制御する神経に影響を与えるもので、運動機能に障害をもたらし、見た目にも明らかな変化を引き起こします。彼はこの病気によって日常生活や仕事に影響を受け、ツアーやパフォーマンスを一時的に中止するといった決断を余儀なくされたものです。この例は、若い人にも带状疱疹の可能性があることを、広く認識させるきっかけとなりました。彼は回復をしておりますので、安心してください。

带状疱疹は、通常、痛み、かゆみ、発疹を伴い、治療には抗ウイルス薬や痛みの管理が含まれることが一般的です。早期発見、早期治療が望まれます。また、予防接種と免疫機能の強化が予防に役立つとされています。全国でも数年前より予防強化のため、50歳以上を対象として助成を開始した自治体が増えているところです。特に2024年より開始した自治体が多く、隣の山口市や美祢市、和木町、上関町などでは50歳以上からの自治体での助成が開始されています。

そこで、再質問します。防府市においても50歳以上の方を対象として、市として助成をするべきと考えますが、いかがでしょうか。お答えをお願いいたします。

○議長（安村 政治君） 保健こども部長。

○保健こども部長（石丸 典子君） お答えいたします。

带状疱疹ワクチンの定期接種における対象者の年齢につきましては、これまでも国においてしっかり議論が重ねられ、ワクチンの有効性の持続期間等を考慮し、罹患患者がピークを迎える70歳頃に十分なワクチン効果が発揮できるようということで、65歳に設定されております。本市といたしましても、この国の考え方に準じて実施してまいります。

以上でございます。

○議長（安村 政治君） 4番、原田議員。

○4番（原田 典子君） ありがとうございます。このたびは、国の施策で65歳以上の方の带状疱疹ワクチンの定期接種が開始されるわけで、公費負担7割、本人負担は3割ということで、肺炎球菌ワクチンと同様に接種率は上がると思います。もちろん安心なわけですが、本来任意接種で有効とされていた50歳以上の方を対象として、できるだけ早い時期に市独自の助成も検討していただけますことを要望し、この質問を終わります。

最後の質問です。新庁舎についてであります。

市庁舎をより利用しやすい場所にとという市民の声を届けたく、この質問をいたします。このたびは、ハード面のみ焦点を合わせて行います。

新しい市庁舎が完成し、大変喜ばれている市民の声、また、職員の声をお聞きしています。明るくなった、広くて開放感がある、階段は昇降しやすく、健康にもいいから、少しの移動はエレベーターでなく階段を使う、市政情報のコーナーや市議会の資料が閲覧できるスペースがあってよい、子どもたちが遊んで待てるキッズスペースが設置され、助かっている、自動販売機があり、8階には飲食できるスペース、空間にも配慮されて、市民が過ごしやすいなどです。市庁舎には、毎日、職業や年齢、障害を持たれている方など、異なる様々な方が訪れておられることと思います。今まで以上に職員の方は気を遣っている様子も伺えます。特に障害のある方に対する、職員が障害についての知識が乏しい場合には、適切な配慮が行われず、不便な思いをさせてしまうことにもなります。防府市役所の障害福祉課などの窓口では、皆様御存じのように、画面上で声を文字に変換できる装置を昨年より導入し、喜ばれているとお聞きし、実際に見せていただきました。

そこで、さらなる窓口対応サービスとして、軟骨伝導イヤホンについてを紹介し、質問をさせていただきます。このたびの一般質問で、初日に村木議員が同じ質問をされています。同じ視点であることを光栄に思っております。既に御答弁もいただいておりますが、

もう一押しの意味も込めて述べさせていただきます。

この軟骨伝導の発見者である奈良県立医科大学の細井学長は、軟骨伝導イヤホンの普及は、高齢化に伴って今後増えていく難聴者の福祉に寄与するものであり、今後期待したいのは、軟骨伝導の恩恵が難聴者だけでなく全ての人に届くことだというふうに言われております。

また、耳穴の周囲にある軟骨の振動によって外耳道の内部に音源が生まれるという軟骨伝導の原理を応用した軟骨伝導ヘッドホンというものが２０２２年に販売をされ、２０２３年には集音器とセットになった窓口用イヤホンも開発されました。私の知人が使っており、お借りして使用してみましたが、通常の軌道イヤホンのように耳を塞ぐことがないので、周囲の声も聞こえ、軟骨伝導イヤホンでは気になるであろう側頭部への圧迫感や音漏れもないと感じました。また、清潔面でも消毒などがしやすいとお聞きしています。難聴の方が安心して窓口を利用できる環境づくり、大声で話すことで個人情報や周囲に聞かれるリスクを減らすことができ、プライバシー保護にもつながります。円滑なコミュニケーションの一助となり得る軟骨伝導イヤホンまたはヘッドホンを、耳の聞こえづらい方が利用される窓口への設置を要望します。同じ質問ではありますが、お答えをお願いいたします。

○議長（安村 政治君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（白井 智浩君） 原田議員の新庁舎についての御質問にお答えいたします。

新庁舎は、全館をバリアフリー化するとともに、年齢、性別、国籍等にかかわらず、誰もが利用しやすい庁舎として整備しています。そして、窓口サービスについては、市民の皆様が利用される機会が多い窓口を１階から３階に集約するとともに、番号案内システムの導入や、最新の窓口システムを使用した書かない窓口の実現より、来庁者の御負担の軽減も図っています。窓口カウンターにはプライバシーに配慮したパーティションを設置するとともに、外国人や難聴者の方等とのコミュニケーションを円滑に行うため、音声表示システムも導入しています。

議員からは軟骨伝導イヤホンの特徴などにつきまして詳しくお話をいただきましたが、新庁舎に来庁された皆様などから様々な御意見をいただいている中、利便性の向上に向け、既に市長から、必要な新庁舎の改善や設備の設置等の準備を進めているところでございます。

---

---

---

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安村 政治君） 4 番、原田議員。

○4 番（原田 典子君） 御答弁ありがとうございます。やはり初日と同じ答弁でありました。軟骨伝導イヤホンぜひ取り入れて、使用された方の声を聞いてみたいと思います。ありがとうございます。

様々な要望にももう既に対応されているとのことでしたので、あえてここで言うことはないのかなと思います。

一つだけ急がれるなと思うことがありまして、それは、緊急時の避難経路の表示であります。避難の際の経路についての表示が各階のエレベーター横にあります。小さいため気づかれにくいのではないかと思います。もっと目に留まるところに大きく設置をし、迷うことなく避難ができるような工夫が必要だと考えています。

経済学者である中原圭介氏は、市役所は市内最大のサービス産業であると言っています。行政サービスの重要性や質の向上について強調をしています。

最後になりますが、新市役所をより利用しやすい場所にするという市民の声を、市長はどのように受け止められるでしょうか。市長の御答弁をお願いいたします。

○議長（安村 政治君） 市長。

○市長（池田 豊君） この庁舎は、安全・安心の拠点ということになって、防災に強い免震性を持った庁舎になっております。私、これまでの議会で申し上げますけれども、市民の皆様が行きたくなる市役所ということで、今、整備を進めて、土曜、日曜も来ていますけれども、8階に多くの皆さんが来られるということで、大変うれしく思っておりますし、この3月からは、特に8階のほうは平日にはおおむね8時まで上がれるようになっております。市民の皆様が行きたくなる市役所ということで、それはまた市民サービスの向上にも当然つながるわけでございますけど、そうした市役所にしていきたいと思いますので、議員の皆様方のまたお力添え賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（安村 政治君） 4 番、原田議員。

○4 番（原田 典子君） 御答弁ありがとうございます。市長の思いを聞くことができました。このたびは、この質問をするに当たり、開庁から時期が早過ぎるかと思い悩みましたが、市民の声をより早く届けることと、自由に発言できる市議会であるべきとの考えか



ら、発言するに至りました。今日はたくさん混乱をしてしまいました。すみませんでした。今後も市民のどんな小さな声も届けてまいりたいと考えております。

以上をもちまして、全ての質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（安村 政治君） 以上で、4番、原田議員の質問を終わります。

---

○議長（安村 政治君） 次は、1番、藤村議員。

〔1番 藤村こずえ君 登壇〕

○1番（藤村こずえ君） 会派「自由民主党」の藤村こずえです。今議会最後の質問になりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

質問は、スポーツのまち防府について、中でも合宿誘致についてお伺いをいたします。

防府の冬の風物詩とも言える防府読売マラソンは、昨年12月1日、55回を数え、男子はGⅠ、女子はGⅢの大会として、国内トップレベルの選手が出場して開催されました。市を挙げて盛大な大会となったことは、市民として誇らしく、また、大会に携わられました全ての方々に、改めて敬意を表したいと思います。

こうして歴史あるマラソン大会が開催される防府の地は、冬の陸上シーズンを前に、秋から春にかけて多くの実業団チームが来訪し、合宿を行っております。このスポーツ合宿は、単なる市内での経済効果のみならず、地域の競技者にとっても刺激となり、競技力の向上によるスポーツ振興はもとより、スポーツを通じた交流人口や関係人口の拡大、地域の活性化といった地域振興にも大きく寄与します。このようなスポーツの力によるまちづくりの取組は、全国各地で行われておりますが、本市においてもこのことをさらに推し進めるため、スポーツと観光を文化スポーツ観光交流部に組織改編したことは、スポーツを一つの産業と捉え、スポーツ大会の開催、キャンプや合宿の誘致など、観光と組み合わせることによって継続的な誘客につなげていくことで、地域にとってより大きな効果を期待されてのことであると認識をしております。

今議会、曾我議員の質問の答弁の中で、宇部空港で競輪場と観光施設のPRとありましたが、ビッグレースを追いかける競輪ファンは多く、ビッグレースとなると、全国の新聞社や予想紙の記者さん、また、テレビ中継などに携わる制作関係者、県外の施工者等々、飛行機を利用して来訪される方は多く、そして、仕事や競輪のついでに、その地元の観光や食を楽しんでおられます。旅打ちファンも多いので、空港でのPRというのは、いいアイデアだと思います。同様に、マラソンのついでに観光される方も多いので、ランナーの皆さんに観光チケットやランナー名刺は、防府という名前を知っていただく面白いお土産だと私は思っております。

余談ですが、上下水道局が配布しているマンホールカード、これは、その自治体独自のデザインがされていて、全国にこれを集めているコレクターも一定数いらっしゃるんですけど、手渡しなので、その自治体に行って集めなくてはならないんです。これは、本市ではアスピラートで配布しているんですが、お渡しするときにアンケートを取っているんですね。この防府読売マラソンの時期、マラソンで訪れましたという理由が多いそうです。このことから、マラソンついでに市内巡りという方もいらっしゃるわけです。そのように文化・スポーツ・観光のコンテンツを一時の単なるイベントにするのではなく、それによってつながる交流は、市のイメージ、地域住民との心の交流、市民の生きがいがいづくりとなり、その効果は金額や数値で表せないとしても、防府ファンを全国につくるはずであると、文化スポーツ観光交流部に大いに期待をしているところです。

私は、この合宿誘致について、これまでも何度か一般質問で取り上げました。その質問がきっかけで、2020東京オリンピックでのセルビア女子バレーボールチームを誘致したホストタウン事業は、その一時のスポーツ交流だけにとどまらず、今も続く小・中学校でのセルビア給食や、セルビア杯バレーボール大会、ニコラ・テスラ賞と銘打った科学作品展の開催や、民間の国際交流など、当時のレガシーを引き継ぐ事業として様々な取組に広がっています。

以前、私が言った一般質問、実業団陸上部の合宿誘致についてを少し申し上げますと、かつてカネボウ陸上部の本拠地であった本市は、多くの実業団チームが合宿に訪れており、トップランナー合宿誘致プロジェクトを立ち上げて、マラソンのまち防府を全国にPRし、佐波川沿いのコースを本格的な長距離のコースに仕上げてはいかがかといった内容でした。そこで私が最も伝えたかったことは、全国各地で、ぜひ我が市へと、あの手この手で合宿誘致を繰り返している自治体がある中、本市は陸上競技場やソルトアリーナ等、充実した運動施設があり、佐波川沿いの道路は日中、交通量が少なく、信号もなく、一本道であり、ロード練習に適しており、冬でもあまり雪が降らない温暖な気候など、マラソンや駅伝練習に恵まれたスポーツ環境を有しており、既に多くの実業団陸上チームに合宿地として選ばれている現状に、ようこそ防府市へというおもてなしの雰囲気づくり込みが一番大事なことであり、そのことが合宿誘致につながり、経済的な活性化のみならず、交流人口や関係人口の拡大、地域の活性化にもつながるのではないかといった趣旨の質問をしたところです。そして、この質問をきっかけに、スポーツ協会をはじめとする関係団体、市内の宿泊施設の御協力や市民の御理解もいただきながら、様々な取組を続けられて、こうして今現在も多くの実業団チームが合宿に訪れてくださっております。その間、目に見えない御苦勞もあろうかと想像しておりますが、関係各位の御尽力により、チームの皆様といい

関係を築かれているからこそ、今も多くのチームが訪れてくださっていることに、改めて心から敬意を表します。本当にありがとうございます。

このたび、新年度予算に合宿誘致の予算が計上されております。現状に甘んじることなく、さらなる発展を目指すべきと考えます。

そこで、合宿誘致について、今後どのように進めていかれるのか、御所見をお伺いいたします。

○議長（安村 政治君） 1 番、藤村議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 藤村議員のスポーツのまち防府についての御質問にお答えいたします。

本市は、音楽もスポーツも大変盛んなまちです。スポーツでは、多くの競技で輝かしい歴史を刻んできました。特に子どもたちは、昔も今も輝き続けています。今年度も国府中学校の全国中学校駅伝出場、高川学園高校バレー部の国民スポーツ大会での準優勝など、多くの子どもたちが全国の舞台で活躍しました。こうした中、中学校の部活動地域移行に当たっては、さらに子どもたちが輝けるよう、しっかりと応援をしてまいります。

スポーツのまちとして市民の皆様と共に歩んできた道のりは、昨年、スポーツ協会設立 100 周年、防府商業高校の甲子園準優勝から 50 年という節目の年を迎えました。100 周年記念として、川内優輝選手の特別講演会やバレーボールのトップリーグの試合を開催しました。私は、本市が培ってきたスポーツ 100 年の歴史を、次の 100 年へとつなげていくことが、スポーツのまち防府の未来をつくる鍵であると考えています。

さて、議員お尋ねのスポーツ合宿の今後の取組についてでございます。本市では、スポーツ協会を中心に、観光コンベンション協会や関係団体が一体となり、駅伝を中心にスポーツ合宿の誘致に取り組んでおります。市内には、県下有数のスポーツゾーンを有しているほか、サイクリングターミナルをはじめ、アスリートファーストの宿泊施設があり、練習環境と滞在環境の両面で充実した受入れ体制がございます。また、かつてカネボウ陸上競技部があり、伊藤国光、高岡寿成といった名選手がトレーニングの舞台としてきた佐波川沿いのコースは、全国でも高く評価されています。

こうした中、特に駅伝・マラソンについては、ニューイヤースタートの常連である花王、中国電力、クイーンズ駅伝に出場している東京メトロ、岩谷産業など、日本有数の陸上チームが防府の地で研さんを積み、今では一年を通じて 10 を超える実業団が本市で合宿をされております。これに満足することなく、さらに多くのチームに合宿に訪れていただけるよう、選手の皆さんを応援する防府合宿誘致事業を構築し、さらに取り組んでいくことと

いたしました。

合宿チームが快適に滞在し、よりよい成果を出していくためには、心のこもったおもてなしが重要です。練習コースの交通安全対策や、高川学園のボランティアに御尽力いただいております路面環境の整備に加え、アスリートに配慮した食のサポートなど、関係機関、宿泊施設等と連携して、きめ細かな心遣いの下、町全体が応援団となって合宿をサポートする体制を整えてまいります。

本市は、GⅠ・GⅢのマラソンレースを開催し、55年の歴史を持つ防府読売マラソン大会によって、本市はマラソンのまちとして全国に名をはせています。私は、これからも合宿誘致の実績を積み上げ、防府合宿から防府読売マラソン大会へ、防府から世界へという流れを市民の皆様とともに確かなものにすることで、駅伝・マラソンのメッカ防府としていきたいと考えております。私も応援団の一人としてチームへ激励にお伺いしたり、可能な限り大会での声援を送っていききたいと考えております。防府で汗を流した選手には、防府読売マラソン大会で活躍してほしい、世界の舞台に立ってほしい、このような応援の気持ちが市民の皆様一人ひとりに芽生え、マラソン開催地にふさわしい心からのおもてなしができるよう、まちづくりに取り組んでまいります。

スポーツは、心が一つになれるすばらしい力を持っています。引き続きスポーツ振興を強力に推進し、スポーツを通じた交流人口の拡大、明るく豊かで健やかな防府の実現を目指して頑張っていきたいと思っています。どうかよろしくお願いいたします。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安村 政治君） 1番、藤村議員。

○1番（藤村こずえ君） 市長のスポーツのまちへの熱い思いを聞かせていただきまして、また、さらなる展開に期待が膨らみます。ありがとうございました。

先日、元カネボウ陸上部の中村悠希さんが監督である、東京メトロ女子駅伝部の選手にお話を伺いました。10月から3月までの毎月2週間、防府で合宿を行っているとのこと。10年前にこの一般質問をした頃には、男子のチームの合宿がほとんどだったのですが、最近は、先ほど御答弁にもありましたように、女子の合宿も増え、防府読売マラソンにも参加をされていらっしゃいます。その際、沿道の応援の温かさに、マラソンが根づいているまちだと感じるとおっしゃっていただいたことが大変嬉しかったですし、これが防府のよさでもあります。この10年間、本市は、合宿に来られた選手、また関係者に対して快適な練習環境を提供することで、温かい歓迎の気持ちを伝えることができたのだと思っています。例えば、宿泊施設の設備の充実、施設利用に対する補助、またさらには、練習中の沿道近隣の方への協力をお願いなど、受け入れる体制づくりに御尽力いただいて

いる関係各位の皆様、改めて心から敬意を表したいと思います。このことにつきまして、選手の皆様も大変感激しておられましたし、防府に来たら、防府に来たというよりも、ただいま、帰ってきたよという気持ちになるというふうにおっしゃってくださいました。それが大変印象的でした。

そこで、このおもてなしをもうワンランク上げるために、地域のお力をお借りしてはいかがでしょうか。選手とお話をする中で伺いましたのは、ロードでの練習中に、沿道の草が茂っているときは、どうしても車道側に出てしまい、車両に迷惑をかけることがあるとお聞きをいたしました。そのお話を地元の小野地区の方にしたところ、草刈りを自治会に頼んでくれたらいいのにもおっしゃってくださいました。このようなことから、地域内の人たちがおもてなしに関わることで、その後のムーブメントにつながり、地域住民が改めて自分たちの地域に自信と誇りを持つきっかけともなります。また、ほかにも、練習には伴走する車両が必要です。車を持ってこられない遠くのチームは、車を借りなければならないだろうと思いますが、滞在期間中の移動手段の確保として、レンタカーやタクシー利用も地域経済の活性化の一つになるのではないかなというふうに思います。このように、合宿期間中にチームと地域をつなぐことは、地元住民にチームのファンになってもらうことによる生きがいつくりの創出、いわゆる推し活ですね。そういったことですか、地域経済の活性化、まちや市民にさらなる活力をもたらすと考えております。

そこで、ここからは提案になりますが、佐波川を挟んで周回コースを整備されてはいかがでしょうか。先ほど市長の御答弁にもありました佐波川沿いのコースは、大変環境がよくて、全国からもそういった評価を得ているという答弁ございましたけれども、私の素人感覚で勝手に申し上げますけれども、例えば、サイクリングターミナルをスタートし、左岸側から10キロ程度走って、橋を渡って、右岸を10キロ程度走って、またスタート地点に戻るというような20キロ程度のコースであれば、2周走れば40キロのように、選手もですけれども、市民にとっても選手が走る同じ道を練習できることは励みにもなるんじゃないでしょうか。途中で水辺の学校にはトイレなどもありますので、利用することもできるかと思います。その整備といいましても、別に歩道の整備等を特別するわけではなく、例えば、現在、県で策定されております、やまぐち自転車活用推進計画で進められているサイクリングロードの路面標示のように、これは議員の皆様にはSide Booksの中に掲載しておりますので、こちらを御覧いただきたいと思います。本当に路面標示、路面の下にちっちゃく書いてあるんですけれども、まずは、このようなことから進めていくだけでも、受入れ環境の充実につながるかと思います。一部県道ももちろん含まれておりますので、県とも協議して、路面標示なども工夫されてはいかがでしょうかというふうにも思

います。

また、昨日の森重議員の質問でもございましたが、右田から小野の間は防犯灯が少なく、自転車や徒歩でその道を通る方にとって危険です。合宿の朝練習のとき、選手の皆さんは体にライトを巻きつけて集団で走っていると伺いました。防犯灯の趣旨からは少し外れますが、この周回コースの間だけでも照明が増えれば、市民の安全・安心にもつながるのではないかというふうにも思います。

何度も言いますが、防府市は、今から合宿誘致に取り組もうというまちではありません。既に多くの実績がある中で、さらに受入れ環境を充実させることが、さらに多くのスポーツ合宿を誘致していくことにつながります。そして、そのことが様々な地域活性化へ波及していくと思います。新年度には、地域全体でおもてなしの意識を共有し、市民を巻き込んだ取組になることを期待し、私も音楽もスポーツも好きですので、応援団の一人として、微力ですがお手伝いをしてまいります。一緒に盛り上げてまいりましょう。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（安村 政治君） 以上で、1番、藤村議員の質問を終わります。

---

○議長（安村 政治君） これをもちまして、通告のありました一般質問は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は、3月21日午前10時から開催いたします。その間、各委員会におかれましては、よろしく御審議のほどお願いいたします。

なお、お疲れのところ大変申し訳ございませんが、3時10分から議会運営委員会を開催いたしますので、関係の方々は第1委員会室に御参集ください。また、議会運営委員会終了後に、会派代表者会議、議会改革推進協議会を開催いたしますので、関係の方は御出席ください。お疲れさまでした。

午後2時57分 散会

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和7年3月6日

防府市議会議長 安 村 政 治

防府市議会議員 三 原 昭 治

防府市議会議員

村 木 正 弘